

宮古島市地域賑わい創出事業 基本計画



令和 7 年 3 月
宮古島市

目 次

第1章	基本計画の概要	1
1.	基本計画の目的	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の位置づけ	1
①	上位計画：第2次宮古島市総合計画	2
②	関連計画 宮古島市都市計画マスタープラン(2021年4月改定)	3
(3)	関連計画から見る現状と課題の分析	5
(4)	計画の対象地域	14
第2章	地域の現状と課題	15
1.	人口動態	15
(1)	総人口	15
(2)	世帯数	16
(3)	年齢3区分別人口	18
第3章	賑わい拠点の選定	22
1.	賑わい創出の基本的な考え方	22
(1)	基本構想における賑わい創出の拠点の考え方	22
(2)	賑わい創出の推進方法	22
(3)	基本計画策定の流れについて	23
(4)	ヒアリング・ワークショップによる地域の意見集約	23
2.	地区別の賑わい拠点の選定	24
■2-1:	下地地区	24
(1)	事前ヒアリングで意見が挙がった施設	24
(2)	ワークショップの実施	25
(3)	住民意見を取りまとめた賑わい拠点施設及び取り組みの方向性	25
(4)	賑わい創出拠点の決定	26
(5)	賑わい創出拠点における取り組みの内容	27
(6)	今後の検討事項	30
(7)	資料編	31
①	下地地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等	31
②	ワークショップの結果	31
③	下地地区における既存公共施設一覧	33
■2-2:	上野地区	35
(1)	事前ヒアリングで意見が挙がった施設	35
(2)	ワークショップの実施	36
(3)	住民意見を取りまとめた賑わい創出拠点施設及び取り組みの方向性	36
(4)	賑わい創出拠点の決定	37
(5)	賑わい創出拠点における取り組みの内容	38
(6)	資料編	40

① 上野地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等	40
② ワークショップの結果	40
③ 上野地区における既存公共施設一覧	43
■2-3:城辺地区	45
(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった施設	45
(2) ワークショップの実施	46
(3) 住民意見を取りまとめた賑わい創出拠点施設及び取り組みの方向	46
(4) 賑わい創出拠点施設の決定	47
(5) 賑わい創出拠点における取り組みの内容	48
(6) 資料編	50
① 城辺地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等	50
② 城辺地区ヒアリング・意見等一覧	50
③ 城辺地区地区における既存公共施設一覧	53
■2-4:伊良部地区	55
(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった施設	55
(2) ワークショップの実施	56
(3) 住民意見を取りまとめた賑わい創出拠点施設及び取り組みの方向性	56
(4) 賑わい創出拠点の決定	57
(5) 賑わい創出拠点における取り組みの内容	58
(6) 資料編	60
① 伊良部地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等	60
② ワークショップ結果	60
③ 伊良部地区における既存公共施設一覧	62
■2-5:平良地区北部	64
(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった賑わい創出への取り組み	64
(2) 住民意見を取りまとめた拠点施設及び取り組みの方向性	64
(3) 賑わい創出拠点施設(取り組み)の決定	65
(4) 賑わい創出拠点における取り組みの内容	65
(5) 資料編	67
① 平良地区北部へのヒアリング等実施日と協力者等	67
② 平良地区北部における既存公共施設一覧	67
【資料編】	69
① 閉校学校施設利活用方針(令和3年6月 宮古島市教育委員会)	69
② 廃校活用事例	76

第1章 基本計画の概要

1. 基本計画の目的

(1) 計画策定の目的

宮古島市(以下「本市」という。)は5市町村が合併して誕生した市であり、人口が旧町村地域(平良地区北部、下地地区、上野地区、城辺地区、伊良部地区)から市街地へ流出している状況にあるため、旧町村地域においては、高齢化・少子化・人口減少が進行している。

そのため旧町村地域において魅力的な資源を活用し、賑わいを創出するための取り組みの方向性を示した「宮古島市地域賑わい創出事業基本構想」(以下「基本構想」という。)を基に、地区ごとの具体的な取り組み内容を「宮古島市地域賑わい創出事業基本計画」(以下「基本計画」という。)として地域ごとに整理することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第2次宮古島市総合計画を上位計画、「宮古島市都市計画マスタープラン」を主な関連計画として位置づけ、「市が目指す将来像」の実現に向けて、当該計画に即した考え方に基づき、賑わい創出に向けた具体的な計画を定めるものである。

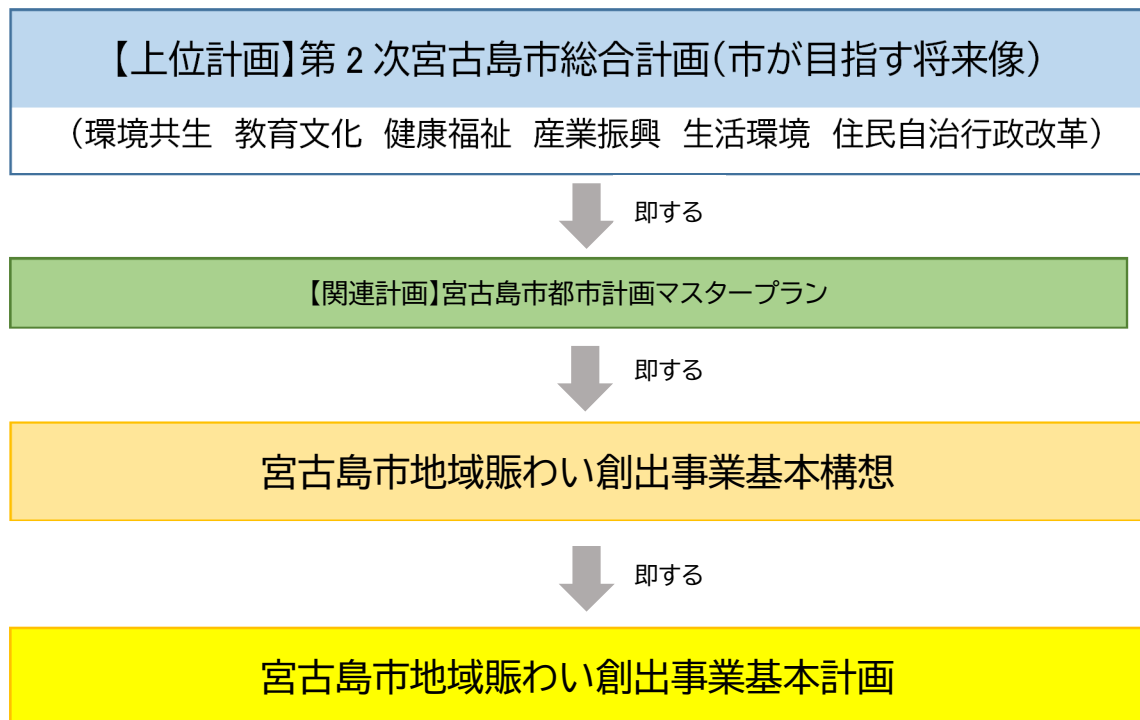


図 1-1 宮古島市地域賑わい創出事業基本計画の位置づけ

①上位計画:第2次宮古島市総合計画

第2次宮古島市総合計画は、「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古^{みやこ}～みんなで創る 結いの島～」を基本理念に掲げ、本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、文化、環境との調和を図り、新たな島としての魅力や誇りを再確認することで、夢と希望にあふれた活力ある島を創っていくものである。

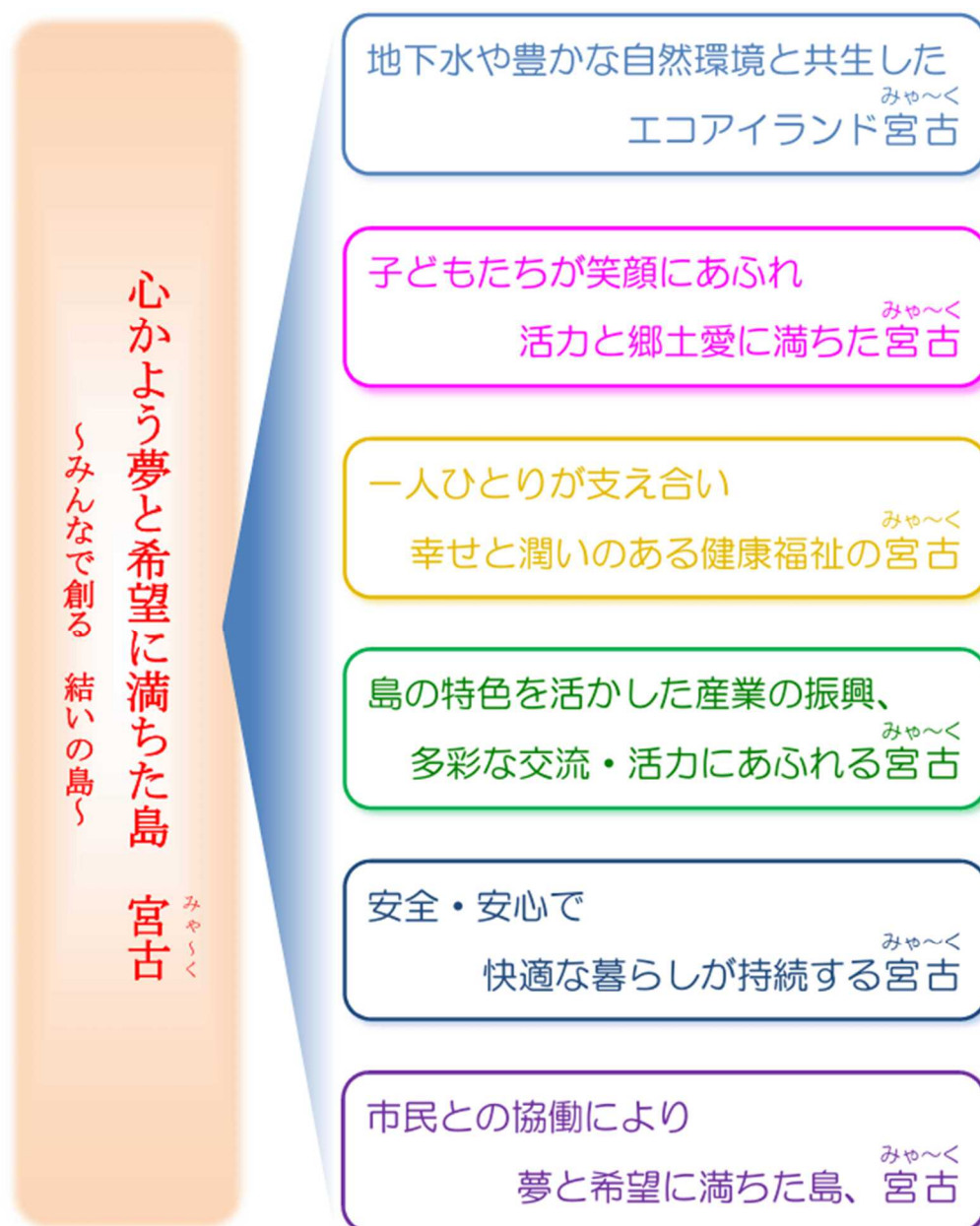


図 1-2 本市の施策体系

②関連計画 宮古島市都市計画マスタープラン(2021年4月改定)

宮古島市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針であり、2030(令和12年)までのまちづくりの方向性(ビジョン)を示すものである。

同プランにおいては、「島全体で調和を図り、新たな活力や賑わいを創出し、本市に暮らす人々が島への愛着や誇りを持てるようなまち」「本市の魅力を感じ、誰もが気持ちよく訪れることができるようなまち」を目指しており、本市の概況や関連計画等を踏まえて、都市づくりの将来像などを図1-3のとおり整理している。

第3章 都市づくりの理念

3-1 都市づくりの理念

1) 都市づくりの将来像

本市の「都市づくりの将来像」は、第2次宮古島市総合計画における島づくりにおける基本理念として掲げられている

心かよう夢と希望に満ちた島 宮古
～みんなで創る 結いの島～

のもと、本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、文化、環境との調和を図り、新たな島としての魅力や誇りを再確認することで、夢と希望にあふれた活力ある島を創っていくこととしています。

また、現行都市計画マスタープランで、人と自然が持続的に共生可能な美しい都市づくりを目指し「ばん か すま我が美ぎ島・みゃ～く」が掲げられています。

本市の都市づくりの将来像は、これらを踏襲しつつ、市民・事業者をはじめ来訪者も含めたあらゆる人が「結い」の精神で「ばん か すま我が美ぎ島・みゃ～く」を守り育み、本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、夢と希望にあふれた活力ある持続可能な島を創ることを目指し、下記の通り設定します。

ばん か すま みゃ～く
みんなで創る 我が美ぎ島・宮古
～ 夢と希望に満ちた 結いの島 ～

図 1-3 本市における都市づくりの将来像

2) 都市づくりの理念

都市づくりの将来像に基づき、それを支える都市づくりの考え方（都市づくりの理念）を下記の通り設定します。

① “共生” –人と自然が共生した持続可能な美しい島づくり–

豊かな自然環境と潤いある生活環境を両立するために、地球環境にやさしいエコアイランドの構築を推進します。そのため、私たちの生活を支える地下水、美しい海を守り、ゴミのない自然環境と共生した持続可能な島づくりを目指します。

関連する SDGs の目標



② “定住” –新たな拠点形成による一体的で持続可能な島づくり–

各地域がその特性に応じて自立し、誰もが快適で持続的に住み続けられるよう、一体的な都市構造の構築を推進します。そのため、各地域コミュニティの強化やまちなかの賑わいを再生するとともに、新庁舎建設に伴う市役所を核とした新たな拠点の形成と各地域間の連携機能強化により、定住促進を図ります。

関連する SDGs の目標



③ “交流” –活性化につなげる地域特性をいかした持続可能な島づくり–

離島地域の特性を本市の活性化に持続的につなげられるよう、地域の魅力、特色をいかした都市づくりを推進します。そのため、各地域間の連携による観光振興やエコアイランド、スポーツアイランドとしての交流活動の強化を図ります。

関連する SDGs の目標



④ “発展” –宮古の魅力をいかした活力ある持続可能な島づくり–

今後も夢や希望をもって暮らすことができるよう、農林水産業から観光までの各産業の協調と連携、6次産業化の推進等により、本市の魅力を最大限にいかし、持続的に発展する都市づくりを推進します。そのため、島全体で調和を図り、島の魅力を磨き、新たな活力や賑わいを創出し、島への愛着や誇りを育みます。

関連する SDGs の目標



図 1-4 都市づくりの理念

(3) 関連計画から見る現状と課題の分析

宮古島市都市計画マスタープランにおいては、本市の概況、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や統計データなどの数値では現れない、本市の都市づくりを取り巻く潮流など踏まえ、本市の強み、弱み、機会、脅威を次のように分析している。

本市における都市づくりの現状評価(SWOT 分析)

強 み ・ 海岸線等の独特な自然景観、地形 ・ 豊かな歴史・風土 ・ 毎年約 100 万人観光客の入込み	弱 み ・ 平良地域の市街地以外での過疎化の進行 ・ 用途白地地域へのスプロールの進行、伊良部地域での無秩序なりゾート開発・マンションの開発等 ・ 農家数、農業生産額の減少 ・ 路線バス等の公共交通利用の低下 ・ 約 16%しかない低い森林率 ・ 水源の地下水への依存
機 会 ・ 自然や農地、景観を守ることへの市民の関心の高さ ・ エコ、スポーツ振興の推進 ・ 宮古空港周辺における新たな拠点形成（新庁舎建設、大規模商業施設等の都市機能集積） ・ 下地島空港周辺のリゾート開発 ・ 観光振興による好景気の到来	脅 威 ・ 少子高齢化の進展 ・ 地球環境への負荷の増大 ・ 市街地スプロールの拡大 ・ 生活を支える地下水汚染 ・ 台風、津波等の自然災害 ・ 無秩序なりゾート開発・マンションの開発等による環境、景観の悪化 ・ 急増する国内外の観光客への対応

図 1-5 本市における都市づくりの現状評価(SWOT 分析)

(出所)「宮古島市都市計画マスタープラン」

表 1-1 宮古島市都市計画マスタープランにおける本市の課題一覧

地域	課題(要点)
平良地区北部	地域の各所にある文化財や自然資源については、地域資源としてまちづくりへの活用が求められています。
下地・上野・城辺	既存集落等の活力維持のため、生活や地域活動の中心地となる地域拠点の形成のほか、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な住環境の維持や定住化の促進が求められています。 豊かな自然環境や営農環境を維持するため、開発の適正な誘導が求められています。 地域の各所にある文化財や自然資源については、地域資源としてまちづくりへの活用が求められています。 下地、上野の南岸沿いのリゾート地周辺やビーチ、公園、広場等については、リゾート地にふさわしい交流空間の維持管理や景観の創出が求められています。
伊良部	既存集落等の活力維持のため、生活や地域活動の中心地となる地域拠点の形成のほか、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な住環境の維持や定住化の促進が求められています。 本市の空の玄関口の 1 つである下地島空港をはじめ、豊かな地域の自然資源や文化財等については、地域資源としてまちづくりへの活用が求められています。 ビーチや公園、広場等については、リゾート地にふさわしい交流空間の維持管理や景観の創出が求められています。

(出所)「宮古島市都市計画マスタープラン」より抜粋。

強みをいかし、機会に取り込む

- 美しい自然環境や景観をいかした観光振興
- 新たな拠点の形成による都市機能の充実、集約型の都市構造の構築
- 計画的な市街化の誘導による魅力の創出
- 観光振興による新たな職場の創出による定住人口の確保

弱みを克服し、機会を逃さない

- 自然、農地等の地域資源をいかした環境負荷の小さい都市づくり
- 地域間の一体性強化による街なか再生、地域コミュニティの充実
- 計画的な市街地の形成による都市型景観の形成、自然景観との共生

強みをいかし、脅威を機会に変える

- 自然や農地、景観を守り、それらをいかした交流人口の拡大
- 自然環境、景観に配慮した計画的な開発誘導
- 新たな拠点形成（新庁舎建設、大規模商業施設等の都市機能集積）による防災力の強化
- エコアイランド推進による自然環境との共生

弱みを克服し、脅威を回避する

- 街なか再生、地域間連携による地域が自立したコンパクトな市街地形成
- 無秩序な開発の抑制による自然環境、地域景観の保全
- 台風、津波等の自然災害に対する備え（ハード・ソフト）の充実

図 1-6 本市における都市づくりの課題分析

（出所）「宮古島市都市計画マスタープラン」より抜粋。

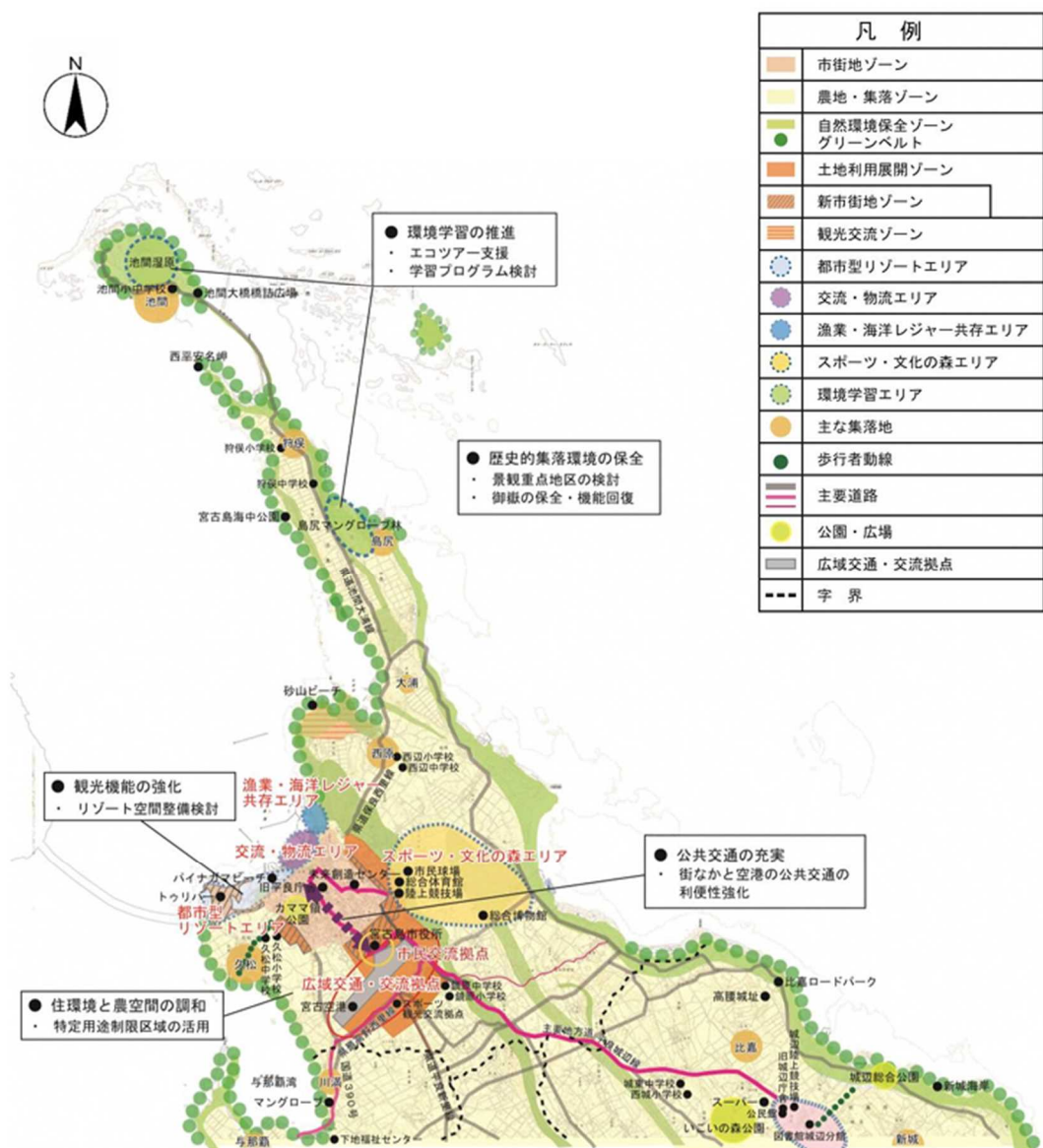


図 1-7 平良地域の地域づくりの方針図

(出所)「宮古島市都市計画マスタープラン」より抜粋。

■ 地域づくりの方針【下地・上野・城辺地域】

地域づくりの方針では、全体構想で地域の特色を面的にあらわしたゾーンごとに、まちづくりの方向性を明らかにします。

1) 農地・集落ゾーン

①安心して暮らせる拠点地域づくり

- 下地、上野、城辺の各庁舎周辺は、『地域拠点エリア』と位置づけ、集落の中心地としてコミュニティ機能の充実等により、安心して暮らせる環境整備を促進します。また、市街地ゾーンとの適切な役割分担を図り、住民生活に即した利便性の高い公共交通路線の再構築を推進し、交通アクセスの確保による利便性の向上を図ります。
- 旧庁舎などの公共施設の跡地や未利用施設等は、本市や地域の振興に有効かつ必要な活用を検討します。
- 特に、旧城辺町役場跡地については、児童館、多世代交流、子育て支援の機能を併せ持つ複合施設の整備により、地域の新たな交流の場や機会、にぎわいの創出を図ります。また、城辺中学校などの未利用校舎等の利活用により、地域活力の維持・創出を図ります。

②快適な集落環境づくり

- 各字の集落では、集落地内の地域活動の充実を図るとともに、集落内道路の適切な維持管理や生活排水対策の促進等を図ることにより、快適な集落環境づくりを図ります。



③ふれあい学習の推進

- 高腰城址は、『歴史学習エリア』と位置づけ、歴史学習の場として活用促進を図ります。また、地下ダム公園から七又海岸に至る区域は、『環境学習エリア』と位置づけ、環境学習の場として活用を促進します。
- 地域資源の活用を図るため、各施設等へのアクセス路や案内看板等の充実を図ります。

④主要幹線道路の安全性と沿道景観の向上

- 主要幹線道路は、市民・観光客の主要な走行空間として、沿道と一体となった美しい景観形成に努めるとともに、歩行空間のアメニティ向上を図るため、自転車通行区分の明確化などを検討します。また、行政、市民・事業者等の協働により、道路環境の保全に取り組めます。

図 1-8 下地・上野・城辺の地域づくりの方針

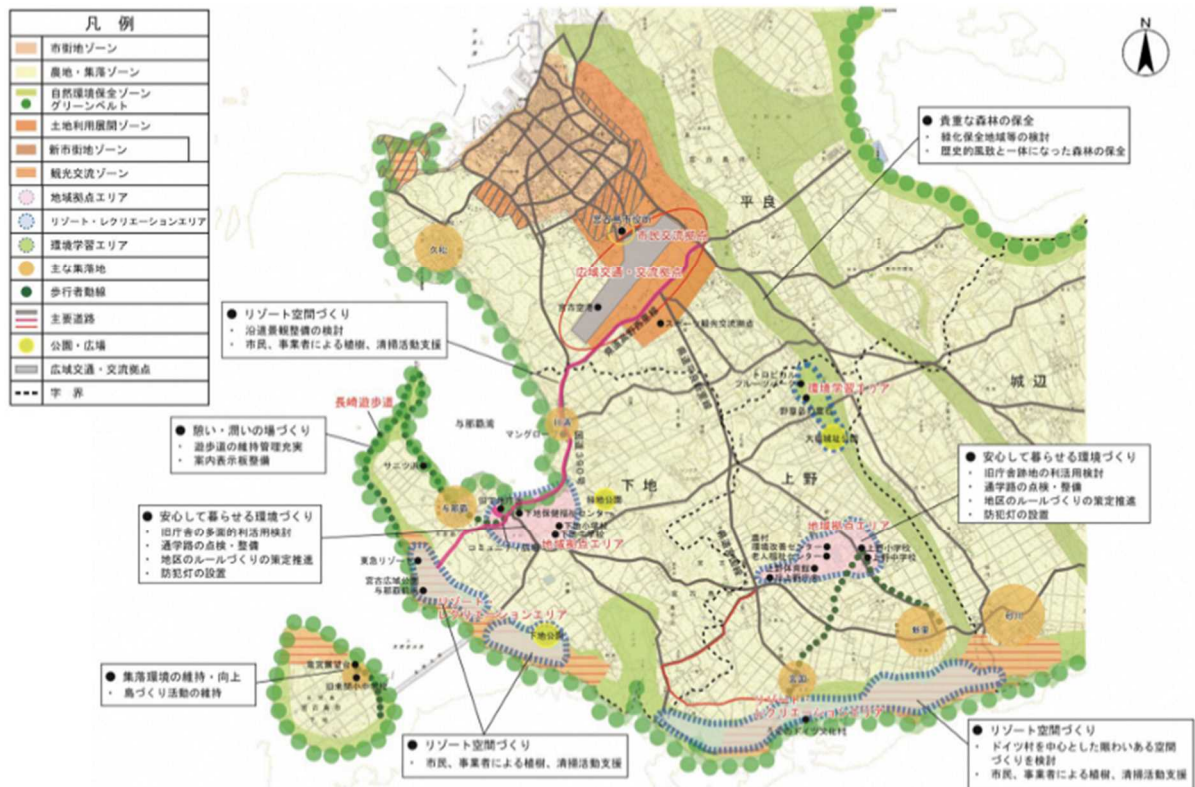


図 1-9 下地・上野地域づくりの方針図

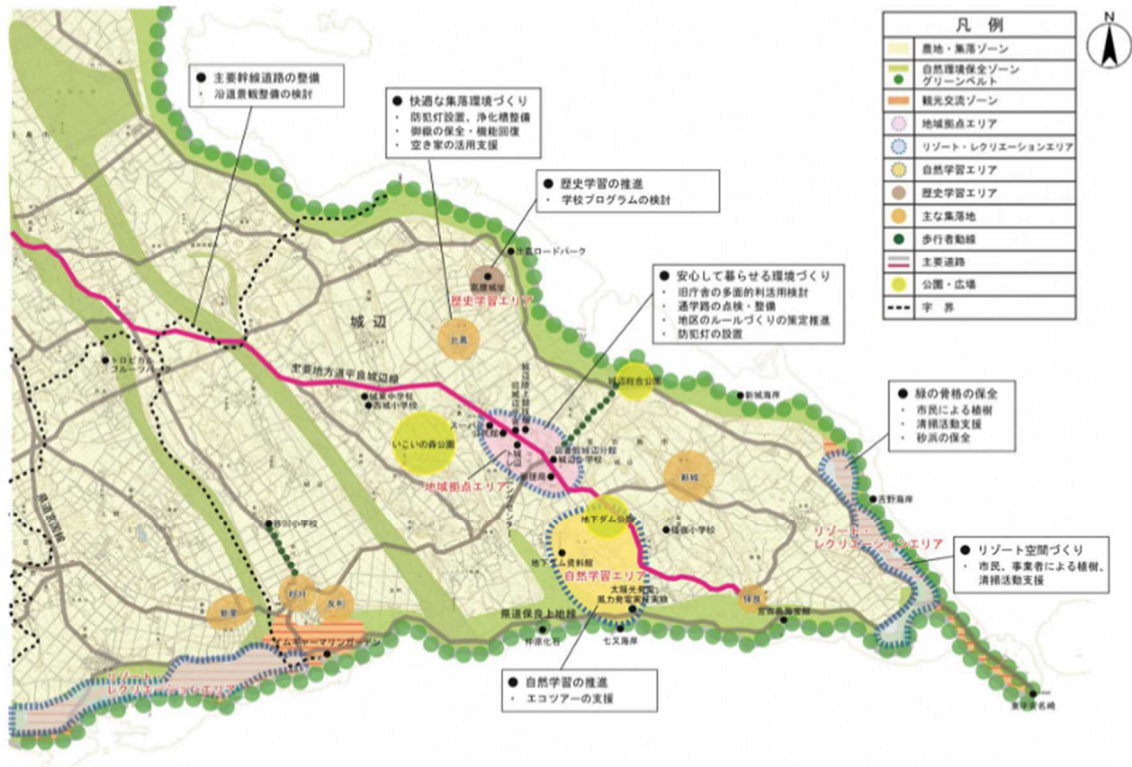


図 1-10 城辺地域づくりの方針図

(出所)「宮古島市都市計画マスタープラン」より抜粋。

■ 地域づくりの方針【伊良部地域】

地域づくりの方針では、全体構想で地域の特色を面的にあらわしたゾーンごとに、まちづくりの方向性を明らかにします。

1) 土地利用展開ゾーン（安全・安心な住環境整備ゾーン）

①一体的な都市づくりの推進

- 伊良部大橋の開通により宮古島と伊良部島・下地島がつながったことから、市の一体的な都市づくりを推進するため、都市計画区域外である伊良部島・下地島を都市計画区域に編入し、都市基盤の確保に向けて、検討します。
- 特に、佐良浜の集落は、佐良浜漁港を中心とした集落が形成され、地域特有の景観を有する一方で、災害危険区域（土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所、津波浸水想定区域）に含まれているとともに、これまで都市基盤の確保がなされていないため、計画的な都市基盤整備等の検討により、安全で安心できる暮らし環境の充実に努めます。



佐良浜集落

2) 農地・集落ゾーン

①安心して生活できる暮らし環境の創出

- 伊良部西側地域の集落は、コミュニティ空間の維持・向上を図ります。
- 集落内は、污水浄化を促進し、海への環境負荷の軽減化を図ります。また、集落地内の生活道路については、緊急車両等の進入が困難な区域の解消のため、狭あい道路の幅員の確保に努め、日照や通風の確保など周辺的生活環境の向上を図ります。
- カントリーパークは、地域の憩いの場として維持管理の充実に努めます。また、平成の森公園は、市民の健康増進及びスポーツ振興に寄与する施設として、老朽化した野球場を再整備するとともに、スポーツ活動やスポーツを通じた交流の場として活用を図ります。
- 学校の統廃合により未利用となっている校舎などの公共施設や跡地等は、本市や地域の振興に有効かつ必要な活用を検討します。



集落内道路

②主要幹線道路沿道の都市景観の向上

- 主要幹線道路は、市民・観光客の主要な走行空間として、沿道と一体となった美しい景観形成に努めるとともに、行政、市民・事業者等の協働により、道路環境の保全に取り組めます。特に伊良部大橋から下地島空港につながる道路は、観光客のおもてなしを図るシンボリックな空間として機能向上を図ります。

図 1-11 伊良部地区の地域づくりの方針図

(出所)「宮古島市都市計画マスタープラン」より抜粋。

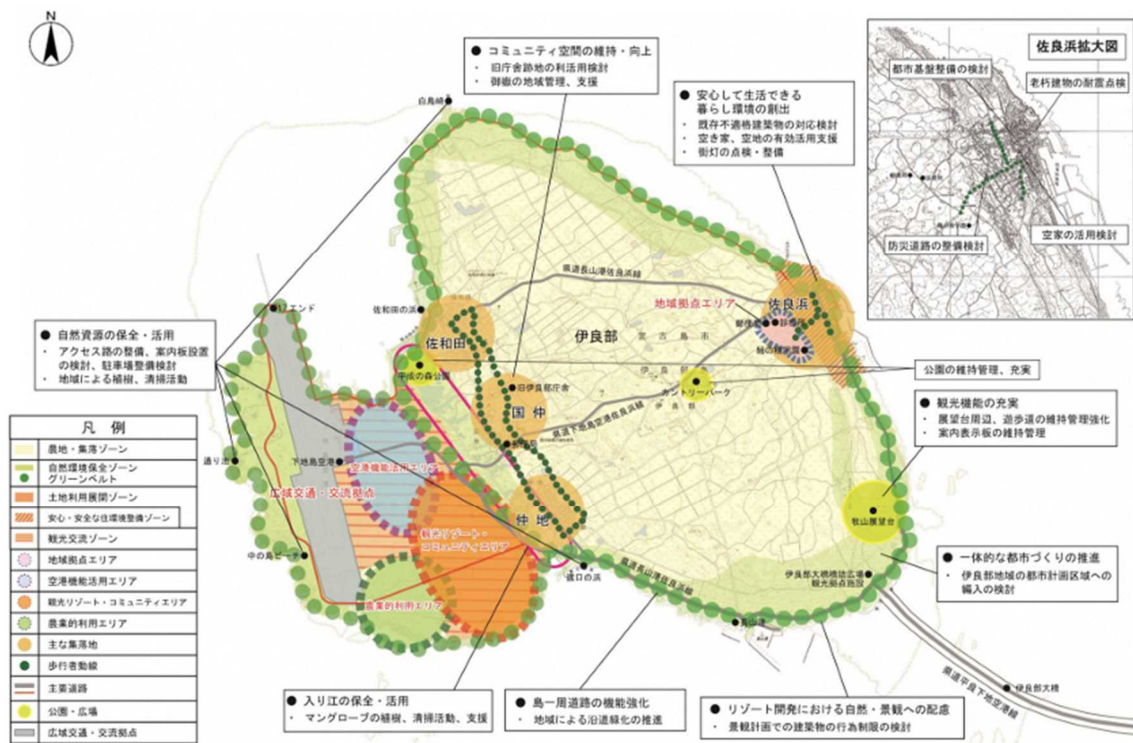


図 1-12 伊良部地域づくりの方針図

(出所)「宮古島市都市計画マスタープラン」より抜粋。

(4)計画の対象地域

本基本計画は、市町村合併前の旧町村である下地地区、上野地区、城辺地区、伊良部地区および、平良地区北部を対象地域とする

【本基本計画の対象地域】

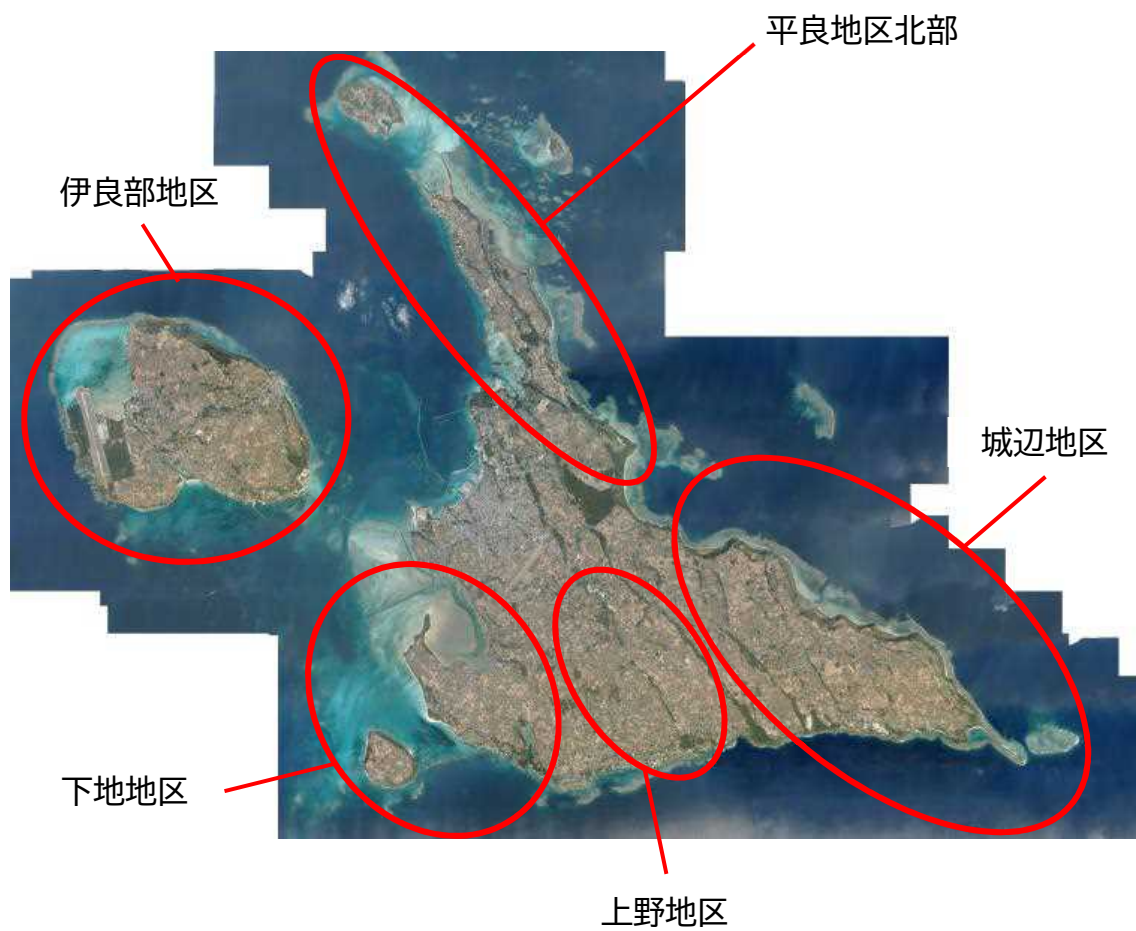


図 1-13 対象地域図

第2章 地域の現状と課題

1. 人口動態

(1) 総人口

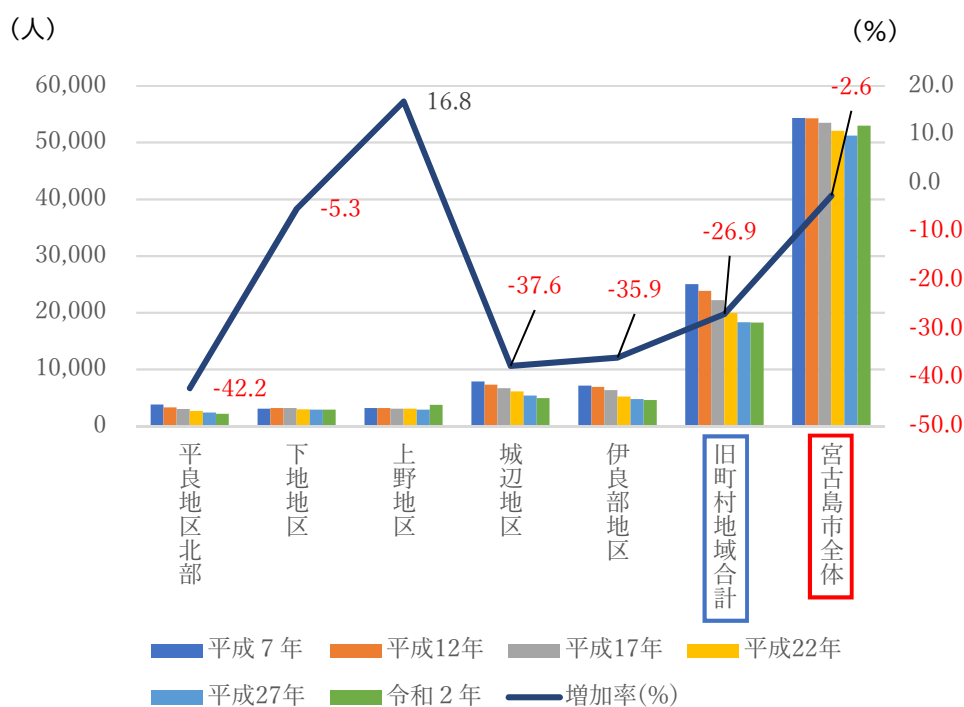
令和2年国勢調査によると、旧町村地域の人口は、18,261人となっており、平成7年から令和2年までの25年間にわたる増減率をみると、26.9%の人口減少となっている。

表 2-1 旧町村地域の人口動態

単位:人

	平良地区北部	下地地区	上野地区	城辺地区	伊良部地区	旧町村地域合計	宮古島市全体
平成7年	3,764	3,036	3,186	7,864	7,145	24,995	54,326
平成12年	3,292	3,172	3,182	7,291	6,903	23,840	54,249
平成17年	2,973	3,166	3,069	6,652	6,343	22,203	53,493
平成22年	2,655	2,963	3,031	6,094	5,205	19,948	52,039
平成27年	2,388	2,892	2,859	5,386	4,769	18,294	51,186
令和2年	2,175	2,876	3,721	4,907	4,582	18,261	52,931
増減率(%)	-42.2	-5.3	16.8	-37.6	-35.9	-26.9	-2.6

(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。



(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。

図 2-1 旧町村地域の人口動態

(2) 世帯数

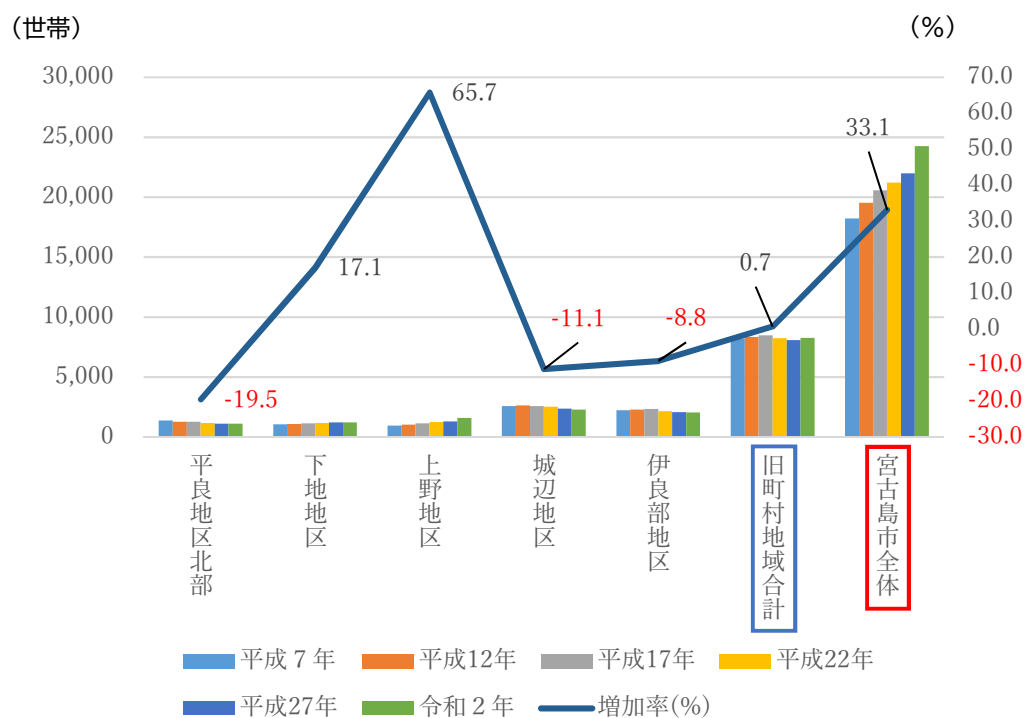
国勢調査によると、旧町村地域においては、人口減少の傾向があるものの世帯数は増加しており、1世帯あたりの人口は平成7年の 3.0 人/世帯に対し、令和2年が 2.2 人/世帯となっている。

表 2-2 旧町村地域における世帯数の動向

単位:世帯

	平良地区北部	下地地区	上野地区	城辺地区	伊良部地区	旧町村地域合計	宮古島市全体
平成 7 年	1,368	1,048	960	2,580	2,245	8,201	18,210
平成12年	1,280	1,098	1,033	2,635	2,299	8,345	19,520
平成17年	1,260	1,151	1,134	2,583	2,342	8,470	20,570
平成22年	1,155	1,170	1,247	2,513	2,147	8,232	21,196
平成27年	1,117	1,215	1,301	2,365	2,072	8,070	21,977
令和 2 年	1,101	1,227	1,591	2,293	2,047	8,259	24,235
増減率(%)	-19.5	17.1	65.7	-11.1	-8.8	0.7	33.1

(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。



(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。

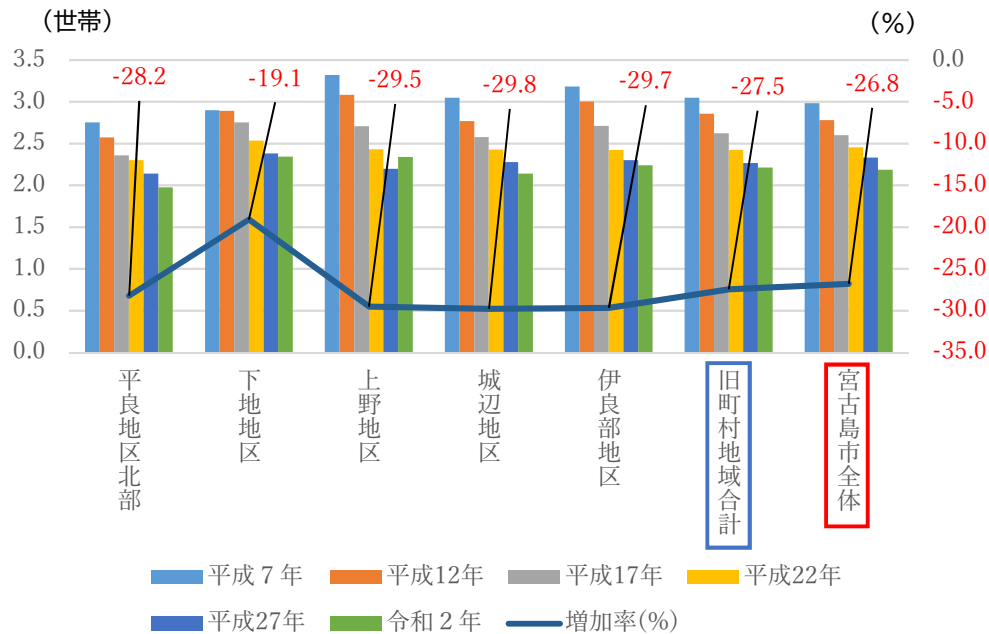
図 2-2 旧町村地域における世帯数の動向

表 2-3 旧町村地域における 1 世帯あたりの人口

単位:人/世帯

	平良地区北部	下地地区	上野地区	城辺地区	伊良部地区	旧町村地域合計	宮古島市全体
平成 7 年	2.8	2.9	3.3	3.0	3.2	3.0	3.0
平成12年	2.6	2.9	3.1	2.8	3.0	2.9	2.8
平成17年	2.4	2.8	2.7	2.6	2.7	2.6	2.6
平成22年	2.3	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.5
平成27年	2.1	2.4	2.2	2.3	2.3	2.3	2.3
令和 2 年	2.0	2.3	2.3	2.1	2.2	2.2	2.2
増減率(%)	-28.2	-19.1	-29.5	-29.8	-29.7	-27.5	-26.8

(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。



(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。

図 2-3 旧町村地域における 1 世帯あたりの人口

(3)年齢3区分別人口

平成7年から令和2年の 25 年間に於いて、旧町村地域全体として、年少人口が 49.7%減少、生産年齢人口が 34.6%減少、老年人口が 5.8%増加となっており、少子高齢化が進んでいる。

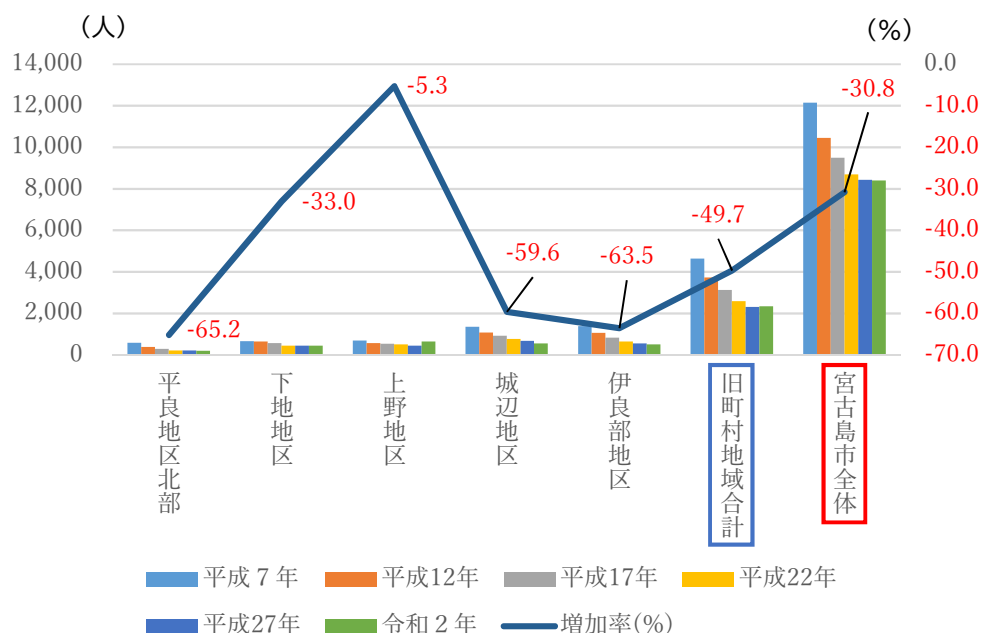
また、人口構成比をみると、旧町村地域全体で総人口に占める老年人口の割合が 36.6%であり、超高齢社会となっている。

表 2-4 旧町村地域における年少人口(15 歳未満)の推移

単位:人

	平良地区北部	下地地区	上野地区	城辺地区	伊良部地区	旧町村地域合計	宮古島市全体
平成 7 年	575	657	683	1,347	1,376	4,638	12,146
平成12年	379	639	564	1,071	1,065	3,718	10,445
平成17年	285	558	531	922	826	3,122	9,495
平成22年	217	449	509	761	648	2,584	8,685
平成27年	207	446	439	668	551	2,311	8,419
令和 2 年	200	440	647	544	502	2,333	8,402
増減率(%)	-65.2	-33.0	-5.3	-59.6	-63.5	-49.7	-30.8

(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。



(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。

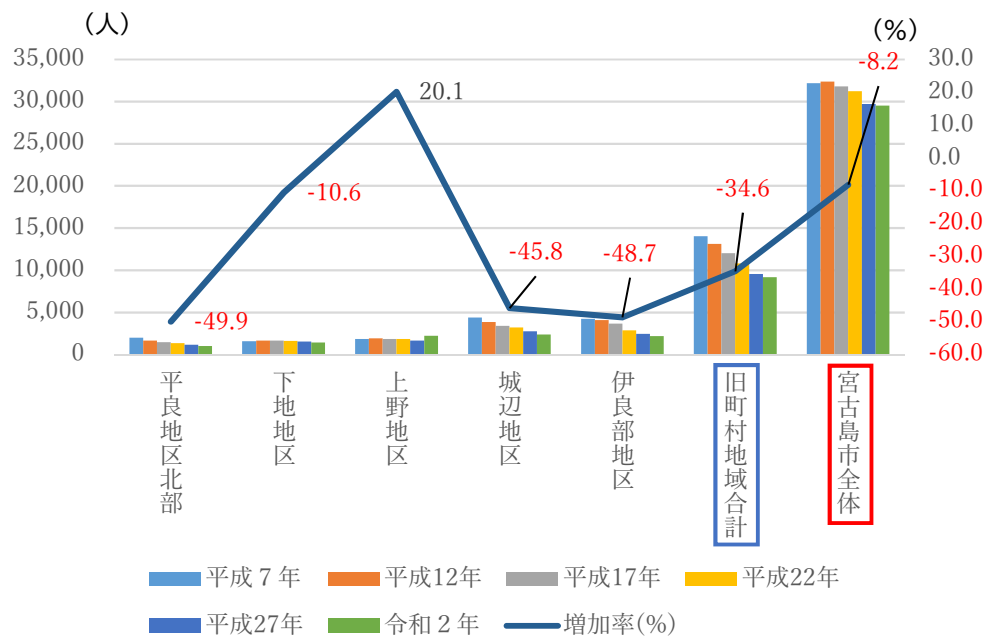
図 2-4 旧町村地域における年少人口(15 歳未満)の推移

表 2-5 旧町村地域における生産年齢人口(15～64 歳)の推移

単位:人

	平良地区北部	下地地区	上野地区	城辺地区	伊良部地区	旧町村地域合計	宮古島市全体
平成 7 年	1,992	1,576	1,848	4,379	4,240	14,035	32,150
平成12年	1,657	1,627	1,899	3,857	4,073	13,113	32,344
平成17年	1,466	1,663	1,817	3,385	3,659	11,990	31,798
平成22年	1,330	1,598	1,819	3,187	2,856	10,790	31,230
平成27年	1,156	1,530	1,655	2,742	2,455	9,538	29,710
令和 2 年	997	1,409	2,220	2,372	2,176	9,174	29,513
増減率(%)	-49.9	-10.6	20.1	-45.8	-48.7	-34.6	-8.2

(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。



(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。

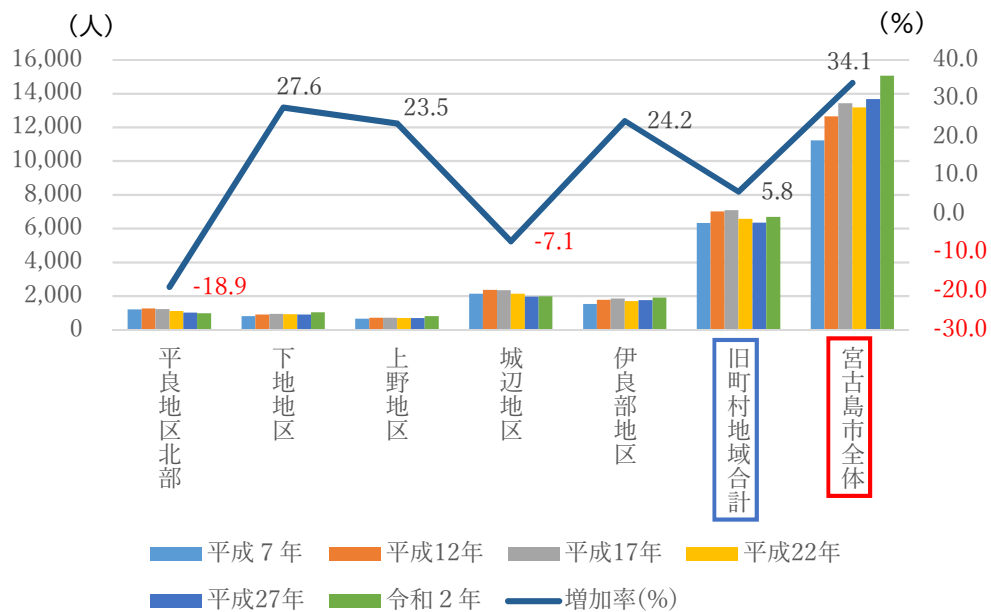
図 2-5 旧町村地域における生産年齢人口(15～64 歳)の推移

表 2-6 旧町村地域における老年人口(65 歳以上)の推移

単位:人

	平良地区北部	下地地区	上野地区	城辺地区	伊良部地区	旧町村地域合計	宮古島市全体
平成 7 年	1,197	803	655	2,138	1,529	6,322	11,227
平成12年	1,256	906	718	2,363	1,765	7,008	12,650
平成17年	1,222	945	721	2,345	1,858	7,091	13,422
平成22年	1,108	916	700	2,144	1,701	6,569	13,181
平成27年	1,023	906	690	1,968	1,755	6,342	13,663
令和 2 年	971	1,025	809	1,987	1,899	6,691	15,050
増減率(%)	-18.9	27.6	23.5	-7.1	24.2	5.8	34.1

(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。



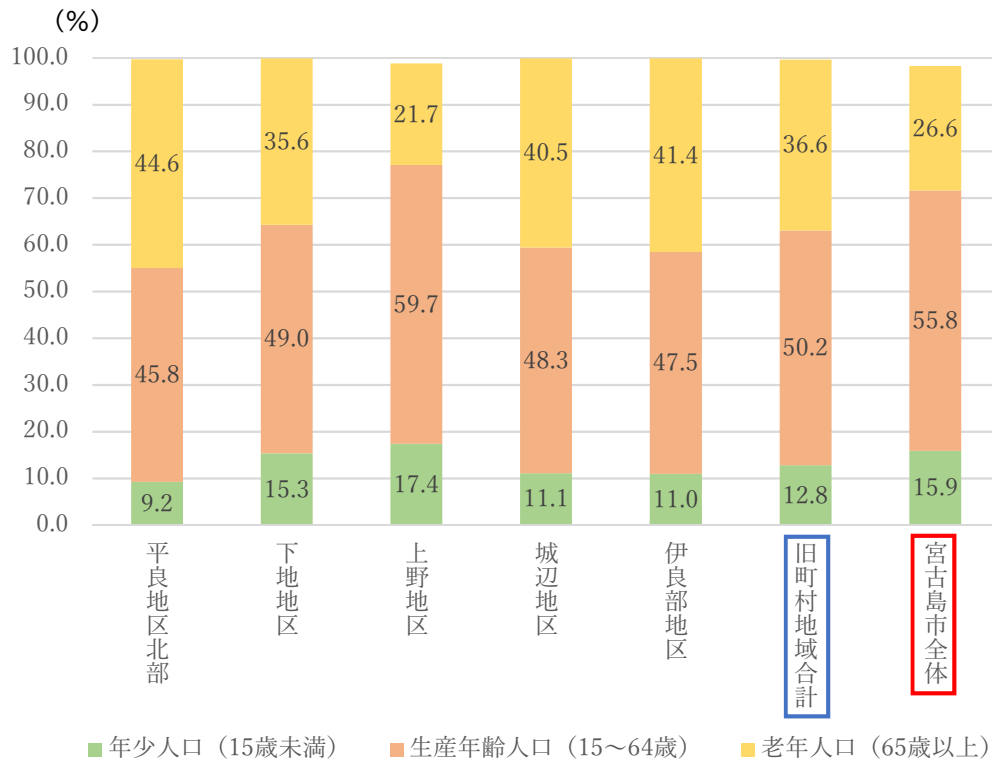
(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。

図 2-6 旧町村地域における老年人口(65 歳以上)の推移

表 2-7 旧町村部における年齢 3 区分別人口構成比(令和 2 年)

	平良地区北部		下地地区		上野地区		城辺地区		伊良部地区		旧町村地域合計		宮古島市全体	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
年少人口 (15歳未満)	200	9.2	440	15.3	647	17.4	544	11.1	502	11.0	2,386	12.8	8,446	15.9
生産年齢人口 (15～64歳)	997	45.8	1,409	49.0	2,220	59.7	2,372	48.3	2,176	47.5	9,377	50.2	29,670	55.7
老年人口 (65歳以上)	971	44.6	1,025	35.6	809	21.7	1,987	40.5	1,899	41.4	6,834	36.6	14,177	26.6
総人口	2,175	100.0	2,876	100.0	3,721	100.0	4,907	100.0	4,582	100.0	18,661	100.0	53,231	100.0

(出所)総務省「国勢調査(各年版)」より作成。



(出所)総務省「令和2年国勢調査」より作成。

(備考)年齢不詳を除くため、合計が 100 にならない。

図 2-7 旧町村地域における年齢 3 区分別人口構成比(令和 2 年)

第3章 賑わい拠点の選定

1. 賑わい創出の基本的な考え方

(1) 基本構想における賑わい創出の拠点の考え方

令和5年度に策定された基本構想において、賑わい拠点施設についての意見を聴取するため実施した地域住民対象のワークショップにおいて多数の意見を頂き、それらを基に他市町村の事例を参考にしながら、賑わい創出拠点の基本的な考え方を定めた。

表 3-1 基本構想で定めた賑わい拠点の基本的な考え方

- ①交流しやすい場所であること
例:アクセス面が良い・駐車場、公衆トイレなど、滞在しやすい空間と機能が近くにある
- ②地域の資源や既存ストックを活かしたものであること
- ③官民が連携した取組であること
- ④旧町村地域全体に効果が波及する取組であること
- ⑤定住しやすい環境づくりにつながる取組であること

(2) 賑わい創出の推進方法

地域の賑わい創出を推進していくにあたっては、地域住民、事業者など地域の関係者が主体となるよう検討を進めていく体制を構築し、行政はこれらの取組を積極的に連携、支援していくものとする。

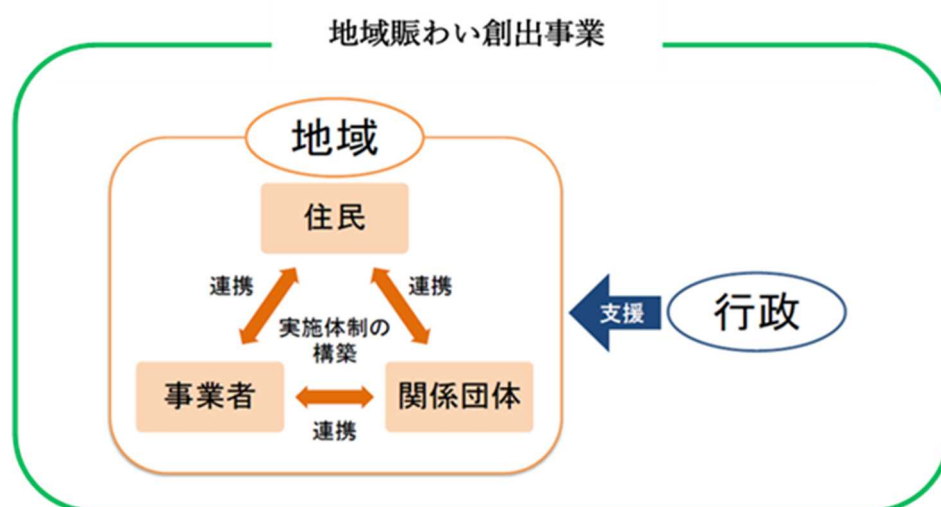


図 3-1 基本構想抜粋:構想実現体制のイメージ

(3)基本計画策定の流れについて

本事業においては、既存公共施設を活用した住民主体の賑わい創出を図るため、地域住民を対象としたヒアリング・ワークショップを実施し、地域の意見を収集しながら、計画の策定を進めた。

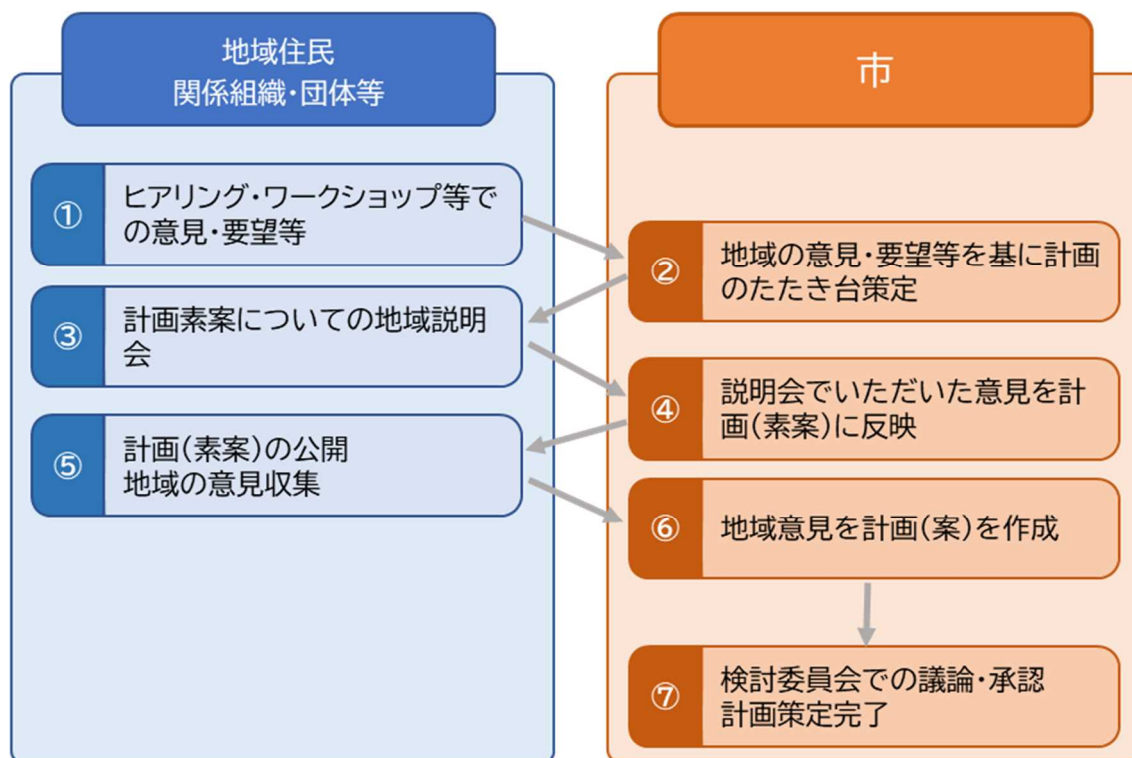


図 3-2 計画策定までの流れ

(4)ヒアリング・ワークショップによる地域の意見集約

賑わい創出拠点の選定については、既存の公共施設を活用した賑わい創出の取組に向けて、地域住民の意見を聴取し、拠点施設の絞り込みを行った。現在、各地域には数多くの既存公共施設があることから、事前にヒアリングを実施し、拠点施設候補を絞り込んだうえでワークショップを実施した。

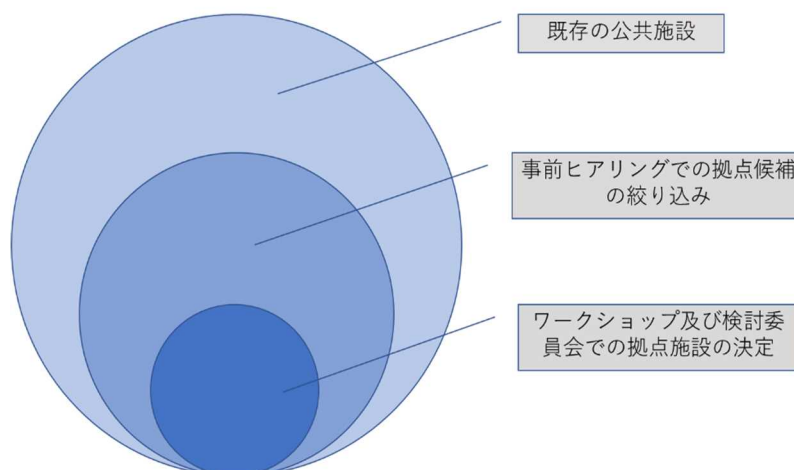


図 3-3 賑わい創出拠点選定イメージ

2. 地区別の賑わい拠点の選定

■2-1:下地地区

(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった施設

- 改善センターとその周辺施設
 - ・現在も地域の清掃活動や植栽活動の中心であり、駐車場部分等の活用も期待できる。
- 旧下地庁舎
 - ・旧下地町時代の中心であり、住民にとっては利用しやすい。
- 池原農村公園
 - ・現在も地域の祭りやイベント等で活用しており、スペースも大きく利用しやすい。



(2) ワークショップの実施

同地区の住民を対象としたワークショップを実施し、事前ヒアリングで絞り込んだ拠点施設候補についての意見を頂いた。多くの意見が挙げた施設、及び取組についての結果は下記のようになった。

1. 賑わい創出の拠点施設について
■改善センター付近の活用 ➤ 同施設は、下地町時代から地区のイベント等で活用されており、地域の住民が愛着をもっている。 ➤ 国道に面しており、アクセス面からみてもわかりやすい場所にある ➤ 近隣には児童館・集合住宅・診療所、小・中学校もあり、下地地区の中心的位置にあるので、大人から子どもまで利用でき、周囲の施設等と連携した取り組みができるのではないかと。 ➤ 上地海岸清掃など、地域活動の拠点となっているので、賑わい創出の拠点としても活用できると思う。 ■旧下地公民館 ➤ 取り壊しが決まっていると聞いているので、その土地を何かに利用できないか。 ■旧下地庁舎 ➤ 下地町時代の中心であり、社会教育機能を集約できないか。 ■池原農村公園 ➤ 現在も地域のイベント等で活用されている。
2. 賑わい創出の取組について
➤ 地元の農産物等の販売や、フリーマーケット・軽トラ市等、地元が中心となることができるイベント。 ➤ 子どもの育成に貢献できる活動(部活動遠征資金醸成、こども食堂の拡充)。 ➤ 多世代交流(スマホ講座、郷土料理づくり体験)。 ➤ 若者が定住できるような取り組み ➤ 児童館の活動で老人クラブ、青年会等の社会教育団体と連携した取り組みもしたい。 ➤ 地区ごとの対抗イベントや、子ども会イベントなどの社会教育の取り組みを強化したい。

(3) 住民意見を取りまとめた賑わい拠点施設及び取り組みの方向性

ワークショップで頂いた意見を基に、下地地区における拠点施設及び取組の方向性を下記のとおりとりまとめた。

■改善センター及び周辺

・地域活動の中心となっており、賑わい創出拠点としても活用する。

■旧下地庁舎

・複数の入居企業があり、建物内の活用は難しい。建物周辺の活用は可能。

■池原農村公園

・現在も地域のイベント等で活用しており、賑わい創出においても、規模の大きなイベント等の活用が期待される。

(4) 賑わい創出拠点の決定

ワークショップ・ヒアリング等の結果等を踏まえ、下地地区の賑わい拠点については以下のとおり選定し、庁内の検討委員会で議論された後、承認された。

【下地地区における賑わい拠点施設】



【選定理由】

- ①地域のイメージである子どもから大人まで集える施設である。
- ②活用に関する意見の多かった施設である。
- ③旧町村時代から中心的な役割を担ってきた施設であり、上地海岸の美化活動などの地域活動の拠点となっている。
- ④基本構想で定めた基本方針に合致している(表4)。

表 3-2 基本構想で定めた5つの方針との整合

	基本的な考え方	基本計画での考え方
①	交流しやすい場所であること	地域住民になじみのある改善センター及び周辺施設を利用するので、住民にとっては交流しやすい場所である。
②	地域の資源や既存ストックを活かしたものであること	改善センター及びその周辺施設を活用するので、既存ストックを活かしたものである。
③	官民が連携した取り組みであること	地域住民と地域づくり協議会、市とが連携した取組である。
④	旧町村地域全体に効果が波及する取り組みであること	下地地域の農産物等の直売が想定されており、地域の産業に貢献することで旧町村地域全体に波及する取組である。
⑤	定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みであること	イベントの内容の検討時に、多世代の交流やクラブ活動等への資金造成、子供会活動の活性化など、子育て支援に繋がる提案が多数あり、子育て世代の定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みである。

(5)販わい創出拠点における取り組みの内容

これまでの経緯を踏まえ、今後の取組を以下の通り推進していく。

【下地地区における販わい創出拠点位置図】



【1】下地地区農村環境改善センター及びその周辺施設

施設名	下地地区農村環境改善センター	施設外観
所在地	下地字上地 505	
整備年度	1990 年度(H2 年度)	
延べ床面積	909 m ²	
運営時間	8:30~17:15	
休所(館)日	月曜日	
活用計画の有無	無し	
運営形態	直営	
活用状況	・施設の軽微な修繕等は定期的に行っている(水漏れ等)。 ・下地改善センター駐車場天井部分のコンクリート剥離の修繕は行う方向で調整中。	

施設名	下地児童館	施設外観
所在地	下地字上地 628-1	
整備年度	2004 年度(H16 年度)	
延べ床面積	210 m ²	
運営時間	10:00~18:00	
休所(館)日	日・祝日	
活用計画の有無	無し	
運営形態	指定管理	
活用状況	・子ども達の日常的な集いの場となっている。 ・子ども食堂など、子どもと大人が関わる機会がある。	

施設名	旧下地公民館	施設外観
所在地	下地字上地 628-1	
整備年度	1977 年度(S52 年度)	
延べ床面積	864 m ²	
運営時間	閉館	
休所(館)日	閉館	
活用計画の有無	R8 年度取り壊し予定	
運営形態	閉館	
活用状況	取り壊し後は隣接する下地児童館との一体的な活用を検討。	

■取組の基本方針①

- 世代間交流や社会教育活動の充実による賑わい創出

■取組内容

- 地元農産物を活用した郷土料理作りをする等、児童館での多世代交流の推進
- 軽スポーツ教室や親子体験教室等の社会教育関連イベントの実施

■市としての支援

- 取組内容に合わせた施設の改修・備品整備等の拡充の検討
【担当:農村整備課、子育て支援課】
- 地域イベントと連携した社会教育関連イベントの実施【生涯学習振興課】

■取組の基本方針②

- 地域の農産物等を活用した物販イベントでの賑わい創出

■取組内容

- 地域の農産物販売や、フリーマーケット、軽トラ市、無人販売等、地元の人を中心となってできる物販イベントの開催

■市としての支援

- 取組内容に合わせた施設の改修・備品整備等の拡充の検討
【担当:農村整備課、子育て支援課】

【2】その他:賑わい創出のための活動の継続のための取組

■取組の基本方針

- 賑わい創出の取り組みを推進するための地域おこし協力隊の活用

■取組内容

- 地域が求める人物像について、地域⇔行政の調整・意見交換等
- 赴任後の同協力隊員の住居等の支援

■市としての支援

- 地域おこし協力隊の導入による賑わいの取り組みを推進する人材の支援
【担当:企画調整課、地域振興課】

(6) 今後の検討事項

■下地庁舎の活用について

- 下地地区に関しては、第 1 回目の検討委員会後の地域説明会において、旧下地庁舎を活用した社会教育機能の集約・強化について追加で意見を頂いた。

【頂いた意見】

- ・同庁舎に社会教育機能を集約させて賑わいを作ると良い。
 - ・近くに公園広場もあってイベント等を行うときに連携がとりやすい。
- 同庁舎については、現在施設の大部分が組織・団体等に利用(または利用予定)されている状況にある。また、市全体の施設利用計画との関係から、取組についての調整に時間を要するため、今後、賑わい創出の取組を進めながら検討していく。

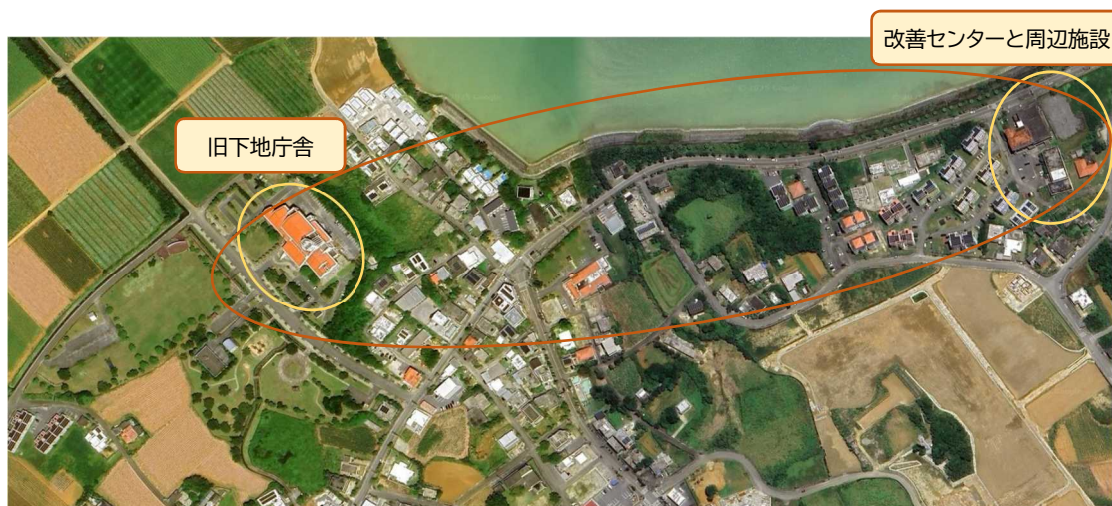
【検討対象施設】

施設名	下地庁舎	施設外観
所在地	下地字上地472-39	
整備年度	2000年度(H12 年度)	
延べ床面積	3904㎡	
運営時間	8:30~17:15	
休所(館)日	土日祝	
活用計画の有無	無し	
運営形態	直営	
活用状況	・観光協会や ICT 交流センターをはじめとする官民様々な団体・組織が利用している。	

【参考①：下地庁舎入居事業者等】

■庁舎 1 階	■庁舎 2 階
○宮古島千年プラットフォーム事務局	○宮古島市観光協会
○その他:福祉事業者 2 社	○その他:福祉事業者 1 社
民間事業者 2 社	

【参考②】下地地区農村環境改善センターから下地庁舎までの一帯エリア



(7) 資料編

① 下地地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等

	実施日	協力者等
ヒアリング	令和 6 年 6 月 28 日	下地地域づくり協議会
	令和 6 年 8 月	下地小 PTA 会長
	令和 6 年 8 月	下地青年会前会長
	令和 6 年 9 月	与那覇自治会長
ワークショップ	令和 6 年 9 月 22 日	場所:改善センター 大ホール 参加人数:14 名
地域説明会	令和 7 年 2 月 9 日	場所:下地公民館 参加人数:9 名

② ワークショップの結果

下地地域の賑わい創出拠点について、地域住民にご参加いただきワークショップを行った。

ワークショップでは

- ①「下地地域の賑わいイメージについて(どの様な状態が賑わっている状態と思いますか?)」
- ②賑わいを作り出すためにどんなことをしたいですか?どんなことができそうですか?
- ③実現可能な取り組みについて

以上の 3 つのテーマについて意見出しを行った。

■賑わいのイメージ

賑わいのイメージは、イベントや行事の際に、様々な世代が集い、ワイワイ活気のある状態がイメージされる。

- 合併前の下地町への愛郷
- 世代間交流
- 若者が活動
- イベントの開催
- 子供達の遊び場
- 人の声が聞こえる
- 子供の笑い声、遊び声
- 世代をこえた交流をする機会と場所がある
- 上野 A コープの様に日曜日に空いて、交流できるスペースがある。無人野菜、マッサージ、free wi-fi、ランドリー
- 親子で遊べるところ
- 農業と観光のリンク
- 伝統芸能の継承

- サニツ浜カーニバル等のイベントでの賑わい
- 「こども会」のイベント キャンプ 夏休みの球技大会。下地町時代に青少年育成協議会中心にやっていた。大人にも良い思い出
- イベントが無くても人の出入りがある

■賑わい創出のための取組

【物販・新たなイベントの開催について】

- 農産物・海産物の直売
- 農産物を活用したイベント、軽トラ市
- 若い農業者が主体となって販売会とか
- 農家への声かけ等、キーマンが必要
- 月1回、週1回などの軽トラ荷台で野菜販売会 無人販売もプラスしても良い
- 旧公民館跡地を利用したイベント(フリーマーケット等)をする
- フリーマーケット(月1回)
- 池原公園で老若男女グランドゴルフ大会
- 十五夜フェス @池原農村公園 100人以上は集まった、青年会が中心
- 小学校の各部活による資金造成(フリーマーケット、飲食、ゲーム etc.)
- 住民がワクワクしてまた行きたいという気持ちにさせる。お菓子や食べ物の提供
- インフルエンサーを呼ぶ
- 伝統芸能のパレード
- 上地海岸の花いっぱい活動、地域づくり協議会が中心
- 子供達とお年寄りのスマホ教室

【既存のイベントを活性化】

- サニツ浜カーニバルをパワーアップ
- 体育協会行事を頑張る
- 小・中学校の部活動が盛ん 応援
- 子ども会活動

【その他】

- 若者が定住できるような取り組み
- 地域支援型農業の普及

③ 下地地区における既存公共施設一覧

表 3-3 既存公共施設一覧①

	種別	施設名
①	庁舎・公民館・ 図書館・保健センター	下地庁舎
②	庁舎・公民館・ 図書館・保健センター	下地保健福祉センター
③	社会教育系施設	与那覇区コミュニティセンター
④	社会教育系施設	嘉手苅区コミュニティセンター
⑤	社会教育系施設	高千穂区コミュニティセンター
⑥	社会教育系施設	洲鎌区コミュニティセンター
⑦	社会教育系施設	来間島離島振興総合センター
⑧	社会教育系施設	下地農村環境改善センター
⑨	スポーツ系施設	下地勤労者体育センター
⑩	スポーツ系施設	下地室内運動場
⑪	産業系施設(産業施設)	下地農畜産物加工施設(アロエ) (宮古島市農畜産物処理加工施設)
⑫	産業系施設(観光施設)	エコアイランド宮古島 PR 館施設
⑬	産業系施設(観光施設)	ヤーバルやすらぎの森 (木製遊具・東屋含む)
⑭	産業系施設(観光施設)	宮古島市ふれあいの前浜海浜広場
⑮	産業系施設(観光施設)	サニツ浜ふれあい広場
⑯	産業系施設(観光施設)	来間地区展望台・遊歩道公園
⑰	子育て支援施設	下地こども園
⑱	子育て支援施設	下地児童館
⑲	公園	長崎遊歩道公園
⑳	公園	来間東地区農村公園
㉑	公園	来間地区遊歩道公園
㉒	公園	前浜地区農村公園
㉓	公園	下地公園
㉔	公園	与那覇児童公園
㉕	公園	来間西地区農村公園
㉖	公園	池原農村公園
㉗	公園	崎田緑地公園
㉘	公園	川満北公園

表 3-4 既存公共施設一覧②

	種別	施設名
②⑨	公園	ツノジ児童公園
③⑩	小学校	下地小学校
③⑪	小学校	来間小学校
③⑫	中学校	下地中学校

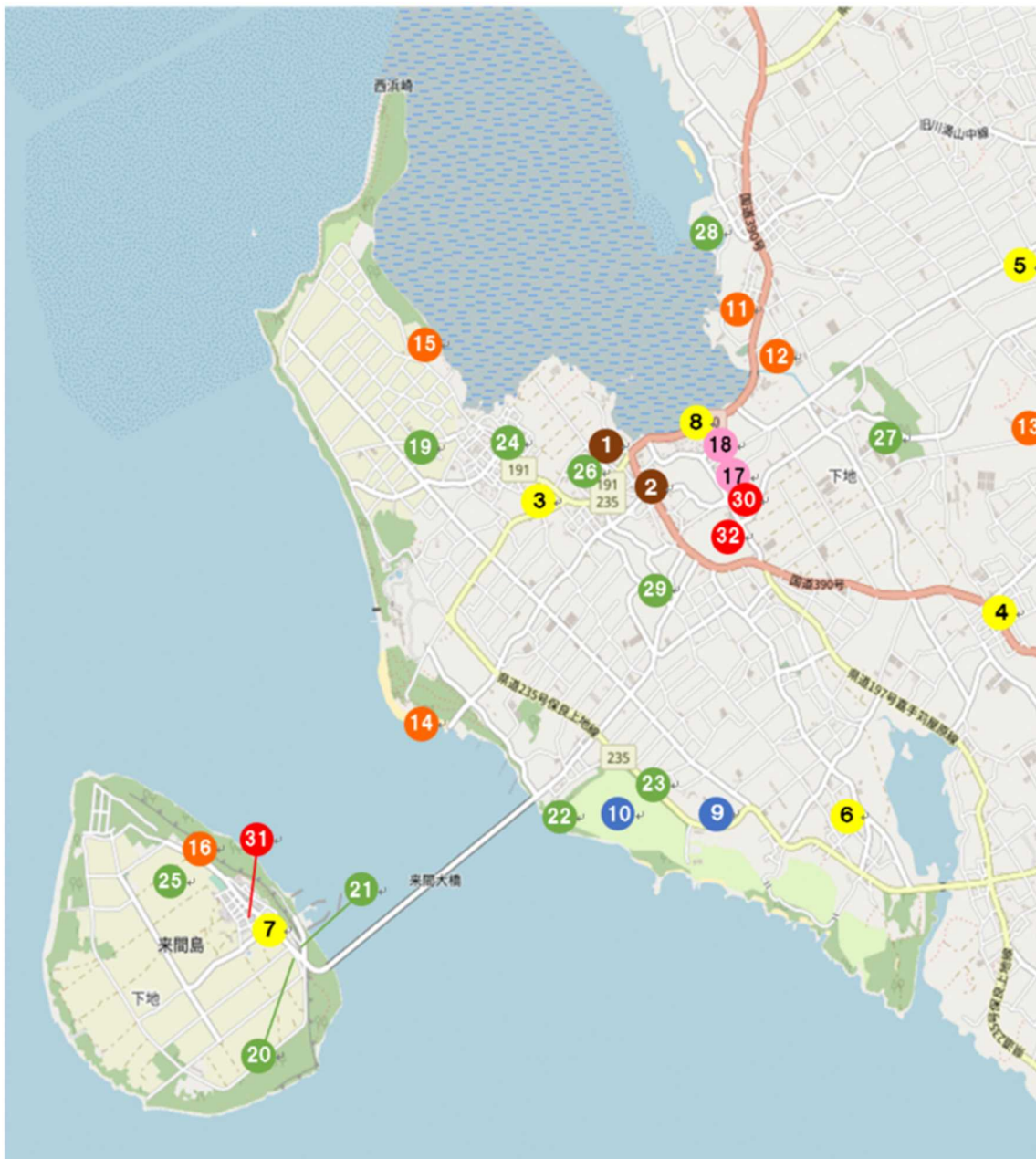


図 3-4 既存ストックとしての公共施設の例(下地地区)

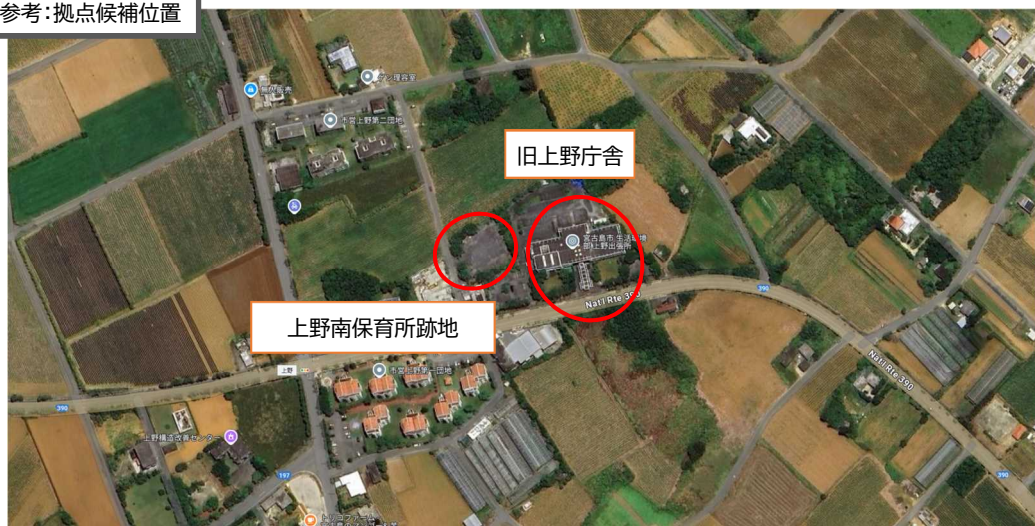
(備考)庁舎・公民館・図書館・保健センターを茶色、社会教育系施設を黄色、
スポーツ系施設を青、産業系施設をオレンジ、子育て支援施設をピンク、
公園を緑、小学校及び中学校を赤で示す。

■2-2:上野地区

(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった施設

- 旧上野庁舎
 - ・上野村時代から役場として地域住民の生活に深く関わっていた施設。まだまだ使える施設なので活用していきたい。
 - ・現在、市の産業振興局を中心として地産地消の取り組みが行われているので、賑わい事業の取り組みと合わせることで、さらに良い取り組みができるのではないかな。
 - ・屋外でも、駐車場やある程度のスペースを有する広場もあるので、賑わいをつくる場所として向いていると思う。
- 上野南保育所跡地
 - ・ある程度の広さのスペースがあるので何かに活用できると思う。

参考:拠点候補位置



(2)ワークショップの実施

同地区の住民を対象としたワークショップを実施し、事前ヒアリングで絞り込んだ拠点施設候補についての意見を頂いた。多くの意見が挙げた施設、及び取組についての結果は下記のようになった。

1. 賑わい創出の拠点施設について

■旧上野庁舎

- 上野村時代から役場として地域住民の生活に深く関わっていた施設。まだまだ使える施設なので活用していきたい。
- 現在、市の産業振興局を中心として地産地消の取り組みが行われているので、賑わい事業の取り組みと合わせることで、さらに良い取り組みができるのではないかな。
- 屋外でも、駐車場やある程度のスペースを有する広場もあるので、賑わいをつくる場所として向いていると思う。

2. 賑わい創出の取組について

- 定期的なイベントを開催することで人が集まりやすくなる。
- 朝市、農産物販売、キッチンカー、フリーマーケットからだを取り組み易い。
- 地元農産物を利用した飲食店があると立ち寄る機会が増える。
- 加工品の新作発表イベントや博愛をテーマにした加工品などがあると良いのではないかな。
- フリーマーケット等と併せて、部活動の資金造成の機会を設け子育て支援ができないかな。
- 自由に座ることができる椅子やテーブルがあると日常的な交流を持ちやすい。

(3)住民意見を取りまとめた賑わい創出拠点施設及び取り組みの方向性

住民意見を取りまとめた賑わい創出拠点施設及び取り組みの方向性

ワークショップで頂いた意見を基に、上野地区における拠点施設及び取組の方向性を下記のとおりとりまとめた。

■旧上野庁舎

- ・地産地消振興センターでの取り組みと連携した賑わいづくり

(4) 賑わい創出拠点の決定

ワークショップ・ヒアリング等の結果等を踏まえ、上野地区の賑わい拠点については以下のとおり選定し、庁内の検討委員会で議論された後、承認された。

【上野地区における賑わい拠点施設】



【選定理由】

- ①現在、市として取り組んでいる地産地消の促進と、賑わいの創出取組を連携させることで、より効果的な地域振興が期待できる。
- ②活用に関する意見が多かった施設である。
- ③産業振興局により地域との意見交換も踏まえた施設として活用予定である。
- ④基本構想で定めた基本方針に合致している(表4)。

表 3-5 基本構想で定めた 5 つの方針との整合

	基本的な考え方	基本計画での考え方
①	交流しやすい場所であること	地域の中心としてなじみのある施設であり、国道沿いのわかりやすい場所にあるため、交流しやすい場所である。
②	地域の資源や既存ストックを活かしたものであること	旧上野庁舎の再整備と合わせて、賑わい拠点としての活用のため、既存ストックを活かしたものである。
③	官民が連携した取り組みであること	産業振興センターとの協同した取り組みを予定しており、官民が連携した取組である。
④	旧町村地域全体に効果が波及する取り組みであること	地域の方々が立ち寄り易い施設整備とすることで、地域の方々の交流の機会を創出し、旧町村全体に効果が波及する取組である。
⑤	定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みであること	地域の中心的位置づけの旧庁舎を地産地消を振興す施設としての再整備することに加え、隣接地では定住促進住宅に関するサウンディング実施しており、定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みである。

【検討委員会で挙がった主な意見】

- 産業振興課での取り組みとの整合性を取りながら進めていく必要がある。

(5) 販わい創出拠点における取り組みの内容

これまでの経緯を踏まえ、今後の取組を以下の通り推進していく。

【上野地区における販わい創出拠点位置図】



【1】旧上野庁舎

施設名	旧上野庁舎	施設外観
所在地	上野字上野 395-1	
整備年度	1985 年度(S60 年度)	
延べ床面積	2,416 ㎡	
運営時間	8:30~17:15	
休所(館)日	土日祝	
活用計画の有無	有り	
運営形態	直営(賃貸予定)	
活用状況	市地産地消振興センター整備事業として事業が進行中。	

■取組の基本方針

- 地産地消振興センターと地域住民とが連携した賑わいづくり

■取組内容

- 入居事業者と連携したイベント等の開催やイベントと連携した部活動の資金造成などの子育て支援の取り組み。
- 朝市、農産物販売、キッチンカー、フリーマーケット等の物販イベント。
- 施設前面の広場等、フリースペースでの日常的な交流。

■市としての支援

- 地産地消振興センターの入居事業者と地域住民をつなげる取組【担当課:産業振興課】
- 庁舎前面のスペースの整備【担当課:産業振興課】

【2】その他:賑わい創出のための活動の継続のための取り組み

■取組の基本方針

- 賑わい創出の取り組みを推進するための地域おこし協力隊の活用

■取組内容

- 地域が求める人物像について、地域⇔行政の調整・意見交換等
- 赴任後の同協力隊員の住居等の支援

■市としての支援

- 地域おこし協力隊の導入による賑わいの取り組みを推進する人材の支援
【担当:企画調整課、地域振興課】

(6) 資料編

① 上野地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等

	実施日	協力者等
ヒアリング	令和 6 年 6 月 11 日	上野地域づくり協議会
	令和 6 年 7 月	上野小学校 PTA 会長
	令和 6 年 7 月	上野中学校 PTA 会長
ワークショップ	令和 6 年 8 月 6 日	場所:上野公民館 参加人数:10 名
地域説明会	令和 7 年 2 月 10 日	場所:旧上野庁舎会議室 参加人数:7 人名

② ワークショップの結果

■賑わいのイメージ

- 人が集まって楽しむ場所
- 子供達が集まる(アスレチック、遊具等)
- 観光客も含め、地元の人が気軽に集まれる場所、直売所など
- 子どもがたくさん遊んでいるところ
- 子ども・子育て世代が定期的に寄るところ
- 年寄りが集まりたくなる場所
- 人と人の交流が自然に生まれるところ
- 老若男女が訪れやすい場所
- 物産販売、公共施設、郵便局、支所等の建設
- 青年会事務所、老人会事務所、地域づくり事務所の設置
- 地域住民が足を頻繁に運ぶところ
- フラッとでも立ち寄るところ
- 地元の住民が好きになれるところ
- 若者だけの視点だけではなく、高齢者の視点も

■賑わい創出のための取り組み

【イベント】

- 定期的なイベント開催、週末の午前中、朝市&農産物販売、キッチンカー市
- イベント開催、地元の方、観光客交流
- 加工品の新作発表イベント
- フリーマーケット
- 部活動の資金造成
- 夏休み期間とか水遊びイベント

【産業】

- 庁舎周辺での無人販売横丁
- 地元農産物を活用した飲食ができるような場所
- 若者や年配者が自由に商売できるスペース
- 地元の農家さんなどが直接販売する、観光客などとの交流、地物農水産物の活用
- 買い物ができる(日用品・食品)
- 施設入居者と地元事業者、農家さんとの合同イベント(産業まつり的な)
- 農業資材店の設置
- 地元の若者や年配者に出店スペースを出してほしい

【観光】

- 自由に座れるイスとテーブル
- 人が集まれる場所
- 観光客が喜ぶ飲食の提供
- 道の駅として
- 常に何か BGM 流れている
- 南国のイメージ、ヤシの木
- テーブルには観光客と地元の人
- 博愛のカギ、観光客が買ってフェンスにかける
- 博愛をテーマにしたおみやげ

【こども】

- アイスクリーム、遊んだ後食べる用
- 子ども達が遊べる場所
- 子供達の行きたくなる公園、遊具
- 開放的なスペース
- 休日のランチ、そばなど。
- 子供の集まる場所
- 長期休暇・休日などに子育て世帯の方たちが集まれるイベント・スペースなど
- 文房具店
- 写真をはるスペース
- 子供達の部活動等の活動で利用でききれば(物販など)
- 夏休みのきもだめし、宿泊キャンプ

【飲食】

- 農産物を利用した食事処
- 地域の農産物販売
- 雑貨屋、天ぷら屋、博愛てんぷら
- BBQ ができる広場(外)スペース

【その他(生活)】

- 農産物の朝市・夕市、飲食スペース
- 災害時の避難所として活用できるスペース
- 屋外に雨等をしのぐ屋根
- 魚の水槽
- 車の出入口の拡張
- 駐車場の拡張
- 上野の歴史、ベルリンの壁
- マッサージ店
- ばえるオブジェ
- 居酒屋、居酒屋横丁
- コインランドリー
- キッズ用プレイルーム
- 屋外シアター
- 大型モニタースライド写真
- 農産物を利用した料理教室があれば参加したい
- 週1回とか期間限定でのイベント
- 部落の集まりが強いと思う。部落とのつながりが大事
- 高齢者の集まれる企画
- 各集落に子供育成金
- 子供育成会
- 高齢者の視点も大切
- 食生活改善グループ
- 駐車場スペースを広く取る為、植木・花を撤去する
- 駐車場の拡大→軽トラ市等も可能
- 多目的スペース
- 定期的、肉フェス、農産物格安大会
- 無料の試食会からの販売
- 託児所
- 波の上キッズランドのような施設(トランポリン、おままごと)
- 月に1回キッチンカー、集まってイベントは宮古ではまだない
- 社会教育スペース
- 飲食ブース、屋台村的に若い人から年寄りまで
- 地域住民が多く集まる時間帯は夕方が多くなると思われるので、夕方市を週1(土曜日)で始めてみてはどうでしょうか
- お酒を飲めるところ
- 人が生き生き働いているところ
- ファーマーズマーケット→地域の方の手づくり野菜等の販売、海産物等

③ 上野地区における既存公共施設一覧

表 3-6 既存公共施設一覧

	種別	施設名称
①	庁舎・公民館・図書館・保健センター	上野庁舎
②	庁舎・公民館・図書館・保健センター	上野公民館(農村環境改善センター)
③	スポーツ系施設	上野体育館
④	スポーツ系施設	上野陸上競技場
⑤	産業系施設(産業施設)	農産物加工施設(マンゴー)
⑥	産業系施設(産業施設)	ツマグロゼミ増殖施設
⑦	産業系施設(産業施設)	上野村農業資料館
⑧	産業系施設(産業施設)	トロピカルフルーツパーク(ストックヤード・管理機械格納庫・東屋トイレ・生産物直売施設・農林水産物直売施設)
⑨	産業系施設(観光施設)	うえのドイツ文化村
⑩	産業系施設(観光施設)	宮古島市伝統工芸品センター
⑪	子育て支援施設	上野こども園
⑫	子育て支援施設	上野児童館
⑬	保健医療福祉施設	上野保健センター
⑭	保健医療福祉施設	下地・上野地域密着化型介護事業所たかまや
⑮	保健医療福祉施設	下地・上野唐人福祉センター
⑯	その他・処理施設等	宮古島市資源リサイクルセンター
⑰	公園	ぶんみゃー前公園
⑱	公園	大嶽城址公園
⑲	公園	野原コミュニティ公園
⑳	小学校	上野小学校
㉑	中学校	上野中学校

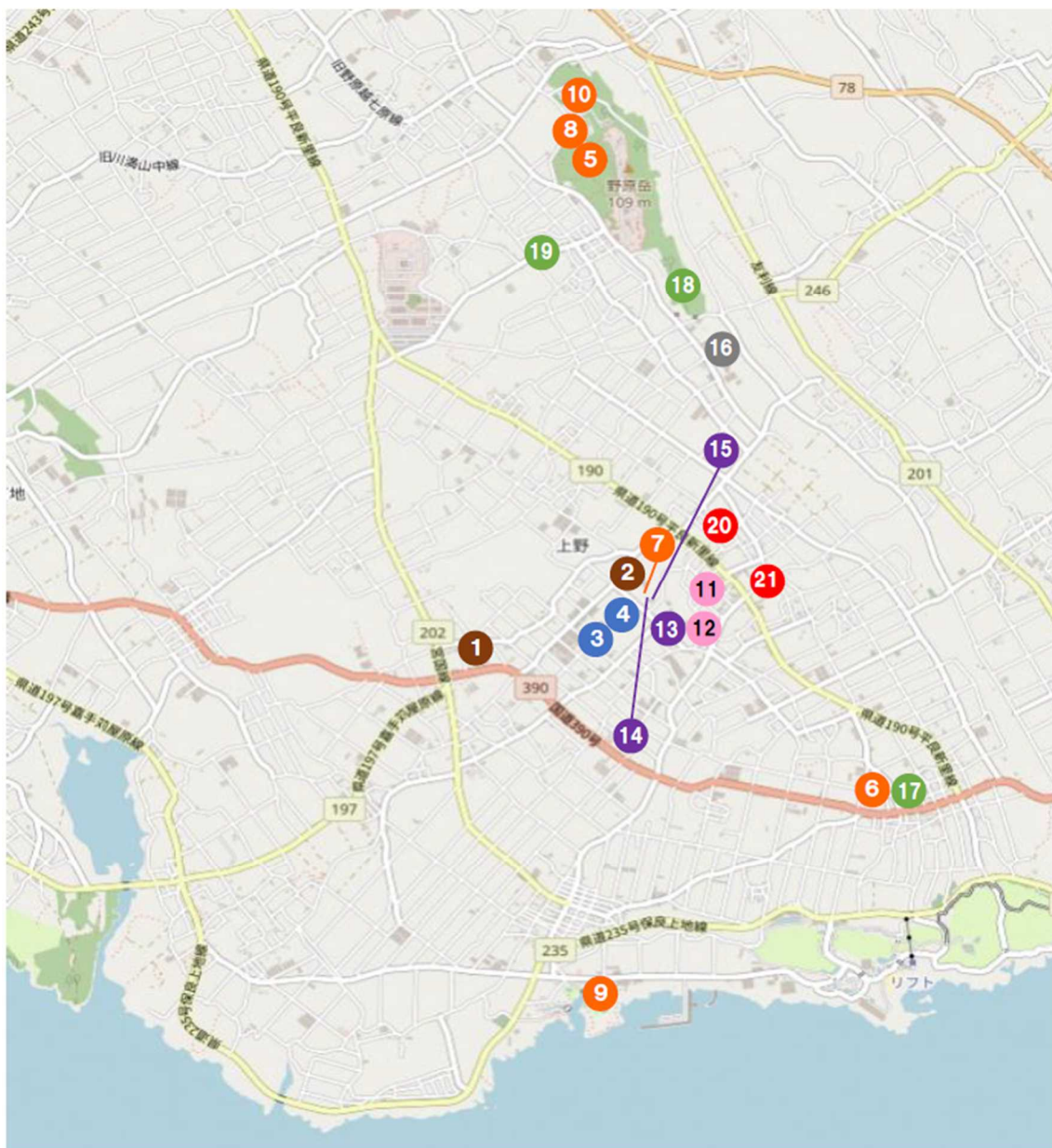


図 3-5 既存ストックとしての公共施設の例(上野地区)

(備考)庁舎・公民館・図書館・保健センター を茶色、スポーツ系施設を青、産業系施設をオレンジ、子育て支援施設 をピンク、保健医療福祉施設を紫、その他・処理施設等を灰色、公園を緑、学校を赤で示す。

■2-3:城辺地区

(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった施設

- 城辺公民館(改善センター)
 - ・現在も様々なイベントが実施されているので、住民にとっては利用しやすい。
- 世代間交流複合施設
 - ・城辺地区の新しい交流の場として期待しているので、もっと地域住民の利用を促進していけたら良いと思う。
- 城辺陸上競技場
 - ・ウォーキングしている人達を対象としスポーツイベントができると思う。

参考:拠点候補位置



(2) ワークショップの実施

同地区の住民を対象としたワークショップを実施し、事前ヒアリングで絞り込んだ拠点施設候補についての意見を頂いた。多くの意見が挙がった施設、及び取組についての結果は下記のようになった。

1. 賑わい創出の拠点施設について
■世代間交流施設 ➤ 地域の高齢者も一定程度利用してくれており、利用者がさらに増え地域の居場所としてもっと浸透すると良い。 ➤ 城辺地区内の部落の年配者が同施設で子ども達と食事会をしているので、多世代の交流という点で賑わいを作れるのではないかな。 ➤ 賑わい創出の取組みと連携することで、さらに地域振興に資することができるのではないかな。 ■城辺公民館(改善センター) ➤ 城辺で何かイベントをやるとなるとイメージするのは城辺公民館(改善センター)である。 ➤ 地域のイベントとして城辺ふれあい祭りを実施している等、ある程度のスペースが確保できるため、様々な取組ができるのではないかな。
2. 賑わい創出の取組について
➤ 城辺地域らしさを大事にしたい。 ➤ 世代間交流複合施設がどのような施設かをわかっていない住民も多くいるので、活動を周知・広報して地域住民が親しめるような施設にすると良いと思う。 ➤ 毎年実施している地域行事等のイベントの内容がマンネリ化をしているので何とかしたい。 ➤ 大人も子どもも楽しめるお祭りなどのイベントがあると賑やか。 ➤ 世代間交流施設で子ども達も大人も一緒に考える場をつくりたい。 ➤ 昔の遊び大会、方言講座など地域の歴史を今と昔をつなげる取組みをすると面白い。 ➤ 自治会で実施している日曜市を拡大して地域全体でやってみる。 ➤ 移動販売やフリーマーケット等の物販イベントで賑わいを作る。

(3) 住民意見を取りまとめた賑わい創出拠点施設及び取組みの方向

ワークショップで頂いた意見を基に、城辺地区における拠点施設及び取組の方向性を下記のとおりとりまとめた。

■世代間交流複合施設

- ・日常的な多世代間交流の活動をととした賑わいづくり

■城辺公民館

- ・城辺ふれあい祭等の現在実施しているイベントを充実させることでの賑わいづくり
- ・新たなイベント等の取組をみんなで作っていく賑わいづくり

(4) 賑わい創出拠点施設の決定

ワークショップ・ヒアリング等の結果等を踏まえ、城辺地区の賑わい拠点については以下のとおり選定し、庁内の検討委員会で議論された後、承認された。

【城辺地区における拠点施設】

城辺公民館	城辺世代間交流複合施設
	

【選定理由】

- ①地域のイメージである各種イベントの開催や多世代での交流が可能である。
- ②活用に関する意見が最も多かった施設である
- ③世代間交流施設と公民館での取組を連携させることで、より幅広い取組が可能となる。
- ④基本構想で定めた基本方針に合致している(図4)

表 3-7 基本構想で定めた 5 つの方針との整合

	基本的な考え方	基本計画での考え方
①	交流しやすい場所であること	両施設とも国道に面しており、アクセス面が良く、交流しやすい場所である。
②	地域の資源や既存ストックを活かしたものであること	城辺公民館、世代間交流複合施設は共に市が有する施設であり、既存ストックを活かしたものである。
③	官民が連携した取り組みであること	地域住民と地域づくり協議会及び市が連携しながらの取組である。
④	旧町村地域全体に効果が波及する取り組みであること	両施設とも各部落の地域の方々が集まれる施設であるため、地域間の連携が図りやすい。
⑤	定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みであること	現在子育て支援施設・世代間交流施設として活用されており、多世代交流、地域間交流がさらに充実することで定住しやすい環境づくりに繋がる。

【検討委員会で挙げた主な意見】

- 城辺地区は校区がいくつかあり、集落も点在していることから、そういった地域の実情も考慮して、今後の取組を進めるにあたっては柔軟に対応な対応も検討していく必要がある。

(5)賑वाई創出拠点における取り組みの内容

これまでの経緯を踏まえ、今後の取組を以下の通り推進していく。

【城辺地区における賑わい創出拠点位置図】



【1】城辺世代間交流複合施設

施設名	城辺世代間交流複合施設	施設外観 
所在地	城辺字福里877-1	
整備年度	2021年度(R3年度)	
延べ床面積	563㎡	
運営時間	10:00～17:00	
休所(館)日	日曜・公休日	
活用計画の有無	無し	
運営形態	指定管理	
活用状況	・子どもたちが主体的な活動を行うための支援を実施している。 ・城辺地域のみならず、市全域の子育て支援施設として機能がある。 ・地域の高齢者等と子どもたちとの交流機会の提供している。	

■取組の基本方針

- 世代間交流施設での日常の交流による賑わい創出の取組

■取組内容

- 施設の見学ツアー等、施設を利用しやすい取り組みの実施
- キッチンスペースを活用した地域の方々と子どもたちとの食育交流活動の拡大
- 昔遊び体験を通じた多世代間交流

■市としての支援

- 指定管理者と連携した施設見学ツアーの支援、広報誌等を活用した施設利用方法や施設イベント等の周知【担当:子育て支援課】

【2】城辺公民館

施設名	城辺公民館	施設外観 
所在地	城辺字福里579-2	
整備年度	1987年度(S62年度)	
延べ床面積	1,461㎡	
運営時間	9:00~22:00	
休所(館)日	月曜・公休日	
活用計画の有無	無し	
運営形態	市直営	
活用状況	・市民向けの各種講座を開催している。 ・交流事業等を実施している。	

■取組の基本方針①

- 城辺ふれあい祭等の現在実施しているイベントを充実させることでの賑わいづくり

■取組内容

- 実施主体と連携し、イベント内容の見直し
- 地域住民が楽しめる新たなプログラムの開発

■市としての支援

- 取組内容に合わせた施設の改修・備品整備等の拡充の検討【担当:公民館】
- 城辺トレーニングセンター解体等【担当:生涯学習振興課】

■取組の基本方針②

- 新たなイベント等の取組をみんなで作っていく賑わいづくり

■取組内容

- 日曜市など地元の農産物を使った直売イベント
- 移動販売やフリーマーケット等の物販イベント

■市としての支援

- (再掲)取組内容に合わせた施設の改修・備品整備等の拡充の検討【担当:公民館】
- (再掲)城辺トレーニングセンター解体等【担当:生涯学習振興課】

【2】その他:賑わい創出のための活動の継続のための取組

■取組の基本方針

- 賑わい創出の取り組みを推進するための地域おこし協力隊の活用

■取組内容

- 地域が求める人物像について、地域⇔行政の調整・意見交換等
- 赴任後の同協力隊員の住居等の支援

■市としての支援

- 地域おこし協力隊の導入による賑わいの取り組みを推進する人材の支援
【担当:企画調整課、地域振興課】

(6) 資料編

① 城辺地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等

	実施日	協力者等
ヒアリング	令和6年 6 月 17 日	城辺地域づくり協議会
	令和6年 7 月 5 日	城辺世代間交流複合施設
	令和6年 8 月 22 日	城辺地区事業者
ワークショップ	令和6年 9 月 29 日	場所:城辺公民館(改善センター) 参加人数:12 名
地域説明会	令和 7 年 2 月 12 日	場所:城辺公民館(改善センター) 参加人数:14 名

② 城辺地区ヒアリング・意見等一覧

■賑わいのイメージ

【イベント】

- 人が集まる
- イベントお祭り／「食」が人を惹きつける
- 自治会の元気のある所は賑わいがあると思われる
- ひとと、ひとの集まりの場が賑わいと思われる
- 子ども達と一緒にイベント等

【地元つながり】

- もあい
- カラオケ大会を開催して、遊ぶこと
- 多くの人が集まり、一つの目標に取り組む
- 井戸端会議

【子ども、若い世代】

- 遊具での遊び場
- 子どもがいるとにぎやかになる
- 若い方が住みやすい環境づくり
- 夏休みのラジオ体操
- 全ての人（子ども大人も）／いろんな世代がいる
- 主体的、共に取り組む
- 取り組みをつなげることでサポーター（理解者）が増えていく
- アイデンティティ（誇り）を大切にしたい
- 伝統行事が盛大に行われ、ニュースにもなる
- 各地域の伝統芸能の活用
- 地域の自然や文化などをめぐる人が楽しむ人が多い
- 芸の披露、発表会
- 城辺地域に通う
- お祝いでたくさんの方が家を出入りする
- ラジオの音、音楽が聞こえる町の中
- ウォーキングや犬の散歩などで行き交う人があいさつをする
- ウォーキングをしている人が目につく
- 大人が集まって”日中 “に談笑している
- 休息（リラックス、癒し）／何もしない
- 星空（空）観察
- 鮮魚の販売

- 野外でバーベキューか外での食事を行っている
- グランドゴルフ大会が頻繁に行われている
- 宮古島を通じたふれ合いで人が多く動く
- 子ども達の交流（他自治会との）
- 昔話や未来話を集まってする
- 昔の遊びを現代版にアレンジ
- 他の地域から人が来ていろんなイベントをやっている
- 皆が楽しそうにしている
- いろんなお店がそろっている
- 働く場所がたくさんある
- 人がたくさんいる（住んでいる人がたくさんいる）
- おいしいお菓子が売ってそう

■賑わい創出のための取組

【すでにやっているイベント】

- 城辺ふれあい祭り
- 獅子舞など自治会の伝統行事
- 自治会公民館でのカラオケ大会
- 子どもだけのカラオケの日もある
- 各自治会でのイベント、年間行事は結構やっている

【イベント拡大】

- 日曜市（野菜だけでなくキッチンカー等を置く）増やす
- 保良の日曜市→拡大版を城辺公民館（改善センター）でやる
- 観月会、忘年会、新年会を開催する

【自治会間をまとめる実行組織】

- 自治会同士のつながり（まとめ役）
- 取り組みをする組織が必要

【子どもを集めるイベント】

- 子ども達も一緒に考える。世代館交流施設で話し合う
- 世代館施設を見に行くツアー
（学校の協力）
- 夏休み合同ラジオ体操

【若い世代定着】

- アパートなど若い世代が住める家
- IT インフラインターネットが使える建物、アパート
- 空き家の活用
- 定住できるアパート等をつくる

【経済性】

- 資金調達
- まつり等開催するには資金の捻出
- 昔の遊び大会（例）ギッチャ、サムイ、手作り○○○
- 方言講座
- 肉まつり
- ご当地食の彩（地元と混在）
- 今と昔写真展
- 雑談会
- 子ども会議／大人会議／専門者会議
- ウォーキング道の管理とウォーキングポイント制
- 毎日 17～19 時にウォーキングタイム 音楽も流れている
- イベントカレンダーを作って、沿ってフラッシュモブ的に
- 鮮魚などの移動販売の日を決めてイベントカレンダーを作る
- 伝統芸能村（週替わり）
- 昔遊びなどの現代版アレンジ
- あやんつ城辺版の共有

- 観察会歴史めぐりできる人育成
- 世代間交流（昔話、昔の遊び）
- 世代間交流 昔の悪ガキバクロ大会
- 使用されていない農村公園の活用（グランドゴルフ、バーベキュー、子供の交流）
- 宮古馬交流会 かつて馬を扱っていた人の情報、技術伝承
- 他の地域から人を呼んでイベントをする3 on 3等のイベント
- フリーマーケット
- カラオケできるところ
- ナイトムービー

③ 城辺地区地区における既存公共施設一覧

表 3-8 城辺地区の既存公共施設一覧①

	種別	施設名称
①	庁舎・公民館・図書館・保健センター	城辺庁舎
②	庁舎・公民館・図書館・保健センター	城辺公民館(農村環境改善センター)
③	庁舎・公民館・図書館・保健センター	城辺図書館
④	社会教育系施設	吉田地区農業活動拠点施設
⑤	社会教育系施設	西東地区農業活動拠点施設
⑥	スポーツ系施設	城辺トレーニングセンター
⑦	スポーツ系施設	城辺陸上競技場
⑧	産業系施設(産業施設)	IT 産業センター(城辺庁舎)
⑨	産業系施設(産業施設)	特産品開発研修センター
⑩	産業系施設(産業施設)	多目的福祉施設(文化財資料室)(旧城辺保健センター)
⑪	産業系施設(産業施設)	育苗センター(城辺)事務所・育苗ハウス
⑫	産業系施設(産業施設)	森林空間活用施設
⑬	産業系施設(産業施設)	稚蚕センター(かぎすま宮古)(武蔵野免疫研究所)
⑭	産業系施設(産業施設)	家畜計量所(倉庫として使用)
⑮	産業系施設(産業施設)	肉用牛センター
⑯	産業系施設(産業施設)	畜産品評会場(城辺競技場横倉庫)
⑰	産業系施設(観光施設)	メガソーラー展望台施設
⑱	産業系施設(観光施設)	郊外型エコハウス施設
⑲	産業系施設(観光施設)	宮古島海宝館
⑳	産業系施設(観光施設)	宮古島市吉野海岸利便施設
㉑	産業系施設(観光施設)	宮古島市保良泉ビーチ施設
㉒	産業系施設(観光施設)	地下ダム資料館
㉓	子育て支援施設	西城保育所
㉔	子育て支援施設	福里保育所※市営住宅併設
㉕	子育て支援施設	城辺幼稚園
㉖	子育て支援施設	西城幼稚園
㉗	子育て支援施設	福嶺幼稚園
㉘	保健医療福祉施設	城辺地域密着型介護事業所きやーぎ
㉙	保健医療福祉施設	福嶺地域密着型介護事業所ぷくんみ
㉚	保健医療福祉施設	城辺社会福祉センター
㉛	公園	皆福農村公園(地下ダム資料館)
㉜	公園	皆福農村公園(水辺)
㉝	公園	友利イムギャー公園
㉞	公園	福西農村公園
㉟	公園	城辺総合公園
㊱	公園	福里公園

表 3-9 城辺地区の既存公共施設一覧②

	種別	施設名称
③⑦	公園	東平安名崎公園
③⑧	小学校	西城小学校
③⑨	小学校	城辺小学校
④⑩	小学校	福嶺小学校
④⑪	小学校	砂川小学校
④⑫	中学校	西城中学校
④⑬	中学校	城辺中学校
④⑭	中学校	福嶺中学校
④⑮	中学校	砂川中学校

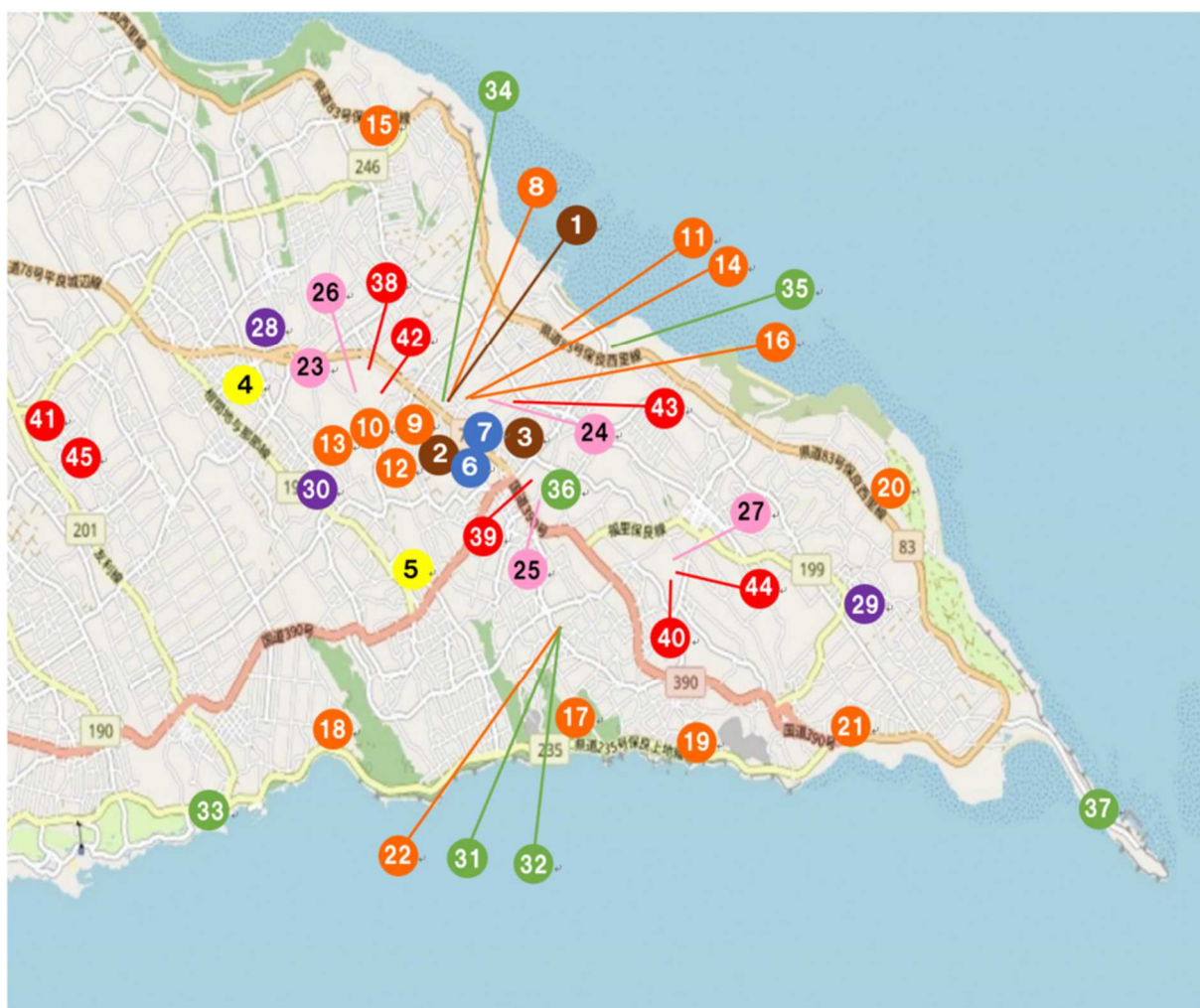


図 3-6 既存ストックとしての公共施設例(城辺地区)

(備考)庁舎・公民館・図書館・保健センター を茶色、スポーツ系施設を青、産業系施設をオレンジ、子育て支援施設 をピンク、保健医療福祉施設を紫、その他・処理施設等を灰色、公園を緑、学校を赤で示す。

■2-4:伊良部地区

(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった施設

➤ 伊良部中学校

- ・伊良部商工会青年部を中心に、伊良部中学校の利活用についての議論が行われており、自治会との調整も行われている。
- ・グラウンドを活用した地域の祭りも実施されており、賑わいづくりのとして地域からの関心も高い施設である。

参考:拠点候補位置



(2) ワークショップの実施

同地区の住民を対象としたワークショップを実施し、事前ヒアリングで絞り込んだ拠点施設候補についての意見を頂いた。多くの意見が挙がった施設、及び取組についての結果は下記のようになった。

1. 賑わい創出の拠点施設について

■伊良部中学校

- 地域住民になじみのある施設であり、利活用についても以前から声が上がっている施設である。
- グラウンドも広く、建物の活用も考えられる。
- 地域の祭りも開催されており、賑わい創出拠点として継続的に利用することができれば、より地域振興に資することができる。

2. 賑わい創出の取組について

- 学校跡地を使った体験宿泊施設を運営し、人を呼び込んで賑わいに繋げたい。
- 廃校になった跡地を使って、スポーツイベントや BBQなどを組み合わせて実施し、交流の場を生み出したい。
- 日用品の買い物ができる商店などがあるとよい。
- フリーマーケット(週末市など)比較的早い段階で取り組める。
- 事業者を巻き込んだ企画イベントの開催(出店フェスなど)は、国仲祭り開催の実績があり、ある程度のノウハウの共有ができるため比較的取り組み易い。
- 教室を事業者テナント貸し。(カフェ・ヘルパーステーション・商店・屋台村・映画館・スタジオ)などは、伊良部商工会青年部を中心に主体的取組が期待できる。

(3) 住民意見を取りまとめた賑わい創出拠点施設及び取組みの方向性

ワークショップで頂いた意見を基に、伊良部地区における拠点施設及び取組の方向性を下記のとおりとりまとめた。

■旧伊良部中学校

- ・旧伊良部中学校跡地を活用した賑わいづくり

(4) 賑わい創出拠点の決定

ワークショップ・ヒアリング等の結果等を踏まえ、伊良部地区の賑わい拠点については以下のとおり選定し、庁内の検討委員会で議論された後、承認された。

【伊良部地区における拠点施設】



【選定理由】

- ① 地域からの活用に関する要望が最も強く、地域の団体(伊良部商工会青年部)も実際に活用に向けた行動を起こしている。
- ② 活動主体が明確であり、自治会等とも意見交換を行って地域の意見としてまとまっている。
- ③ 基本構想で定めた基本方針に合致している(表 4)

表 3-10 基本構想で定めた5つの方針との整合

	基本的な考え方	基本計画での考え方
①	交流しやすい場所であること	地域になじみの深い中学校の活用であり、地域の祭りの開催も行っており、交流しやすい場所である。
②	地域の資源や既存ストックを活かしたものであること	地域の大切な資源である廃校となった中学校を活用するため、既存ストックを活かしたものである
③	官民が連携した取り組みであること	利活用に向けては、自治会や商工会と行政が連携して取り組んでいくため、官民が連携した取組である。
④	旧町村地域全体に効果が波及する取り組みであること	廃校利活用の先進事例となり、廃校がある他の旧町村地域に効果が波及する取組である。
⑤	定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みであること	学習支援や子育て支援環境を向上させることで、定住しやすい環境づくりに繋がる取組である。

(5)販わい創出拠点における取り組みの内容

これまでの経緯を踏まえ、今後の取組を以下の通り推進していく。

【伊良部地区における販わい創出拠点位置図】



【1】伊良部中学校

施設名	旧伊良部中学校	施設外観
所在地	伊良部字国仲 418	
整備年度	1983 年度(S58 年度)	
延べ床面積	30,659 m ²	
運営時間	閉鎖	
休所(館)日	閉鎖	
活用計画の有無	無し	
活用状況	・廃校のため、通常は閉鎖して利用できない。 ・運動場等のスポット的な活用は行われている。	

■取組の基本方針

- 旧伊良部中学校を活用した賑わい創出の取組

■取組内容

- 利活用に向けた事業計画の作成
- 事業者を巻き込んだ企画イベントの開催(出店フェス等)
- フリーマーケット(週末市)などの実施

■市としての支援

- 廃校利活用に向けた所手続きの推進【担当:教育総務課】
(個人有地の整理・事業者選定委員会の開催等)

【2】その他:賑わい創出のための活動の継続のための取り組み

■取組の基本方針

- 賑わい創出の取り組みを推進するための地域おこし協力隊の活用

■取組内容

- 地域が求める人物像について、地域↔行政の調整・意見交換等
- 赴任後の同協力隊員の住居等の支援

■市としての支援

- 地域おこし協力隊の導入による賑わいの取り組みを推進する人材の支援
【担当:企画調整課、地域振興課】

(6) 資料編

① 伊良部地区住民へのヒアリング・ワークショップ実施日と協力者等

	実施日	協力者等
ヒアリング	令和 6 年 6 月	伊良部地域づくり協議会
	令和 6 年 7 月	伊良部商工会関係者
	令和 6 年 8 月	伊良部商工会青年部
	令和 6 年 8 月	伊良部漁協
	令和 6 年 10 月	伊良部商工会青年部
ワークショップ	令和 6 年 12 月 4 日	場所:伊良部公民館 参加人数:14 名
地域説明会	令和 7 年 2 月 4 日	場所:伊良部公民館 参加人数:10 名

② ワークショップ結果

■地域の賑わいのイメージ

- 集会所などコミュニティの中心になる場所
- 子供達の学習施設や子育て支援施設
- 自治会の夏祭りや秋祭り
- 地域外の人にも集まるイベント
- 子どもが自由に遊べる場所
- 住民の希望を皆で協力して叶える場所
- プールや運動施設として健康増進につながる広場
- 親と子が楽しく遊べる場所

■賑わい創出のための取り組み

【廃校活用】

- 学校跡地を使った体験宿泊施設
- 専門学校を開校(漫画家育成等)
- 廃校になった跡地を使って、スポーツイベントや BBQ など을組合わせて
- 日用品の買い物ができる商店
- フリーマーケット(週末市など)
- 職業訓練やリクルート、求人の場とすることで人口の流出を防ぐ
- 教室を事業者にテナント貸し
- カフェ・ヘルパーステーション・商店・屋台村・映画館・スタジオ・祭り

【新設】

- 多世代交流施設や子どもの一時的預かりの施設
- お土産が買えたり飲食ができるアーケード街

【イベント】

- 各事業者を巻き込んだ企画イベント
- 宮古島市の花を利用して行政と市民によるブーゲンビリア祭り
- 音楽のイベント誘致
- 出店フェスなど
- クイチャーも良い
- 盆踊りなど皆が参加しやすいイベント
- 観光客の誘致にもつながる

【発信】

- イベント実施時の SNS 情報を発信し地域外から人を呼び込む
- 自然を活かしたイベントをして①下地島と宮古島との入江にこいのぼり ②渡口の浜でビーチバレー ③南区 5 自治会協同と商工会その他の団体の連携
- 行政と民間のタッグ
- 新しいコミュニティの創出
- 新しい伝統を作る、新時代の若者の主体性
- 伊良部島の特産品(ブランド)を創る

【経済性】

- 交流には場所の整備が必要
- イベント お金が必要 市が援助 寄付(個人)
- 運営費の確保 リーダーや主となる方を呼び込む

③ 伊良部地区における既存公共施設一覧

表 3-11 伊良部地区の既存公共施設一覧①

	種別	施設名称
①	庁舎・公民館・図書館・保健センター	佐良浜出張所
②	庁舎・公民館・図書館・保健センター	伊良部公民館
③	社会教育系施設	女性若者等交流促進施設
④	社会教育系施設	前里添多目的共同利用施設集会所
⑤	社会教育系施設	長浜多目的共同利用施設
⑥	社会教育系施設	東地区構造改善センター
⑦	スポーツ系施設	伊良部カントリーパーク
⑧	産業系施設(産業施設)	漁業経営近代化施設
⑨	産業系施設(産業施設)	水産加工施設
⑩	産業系施設(産業施設)	中間育成施設
⑪	産業系施設(産業施設)	宮古島市総合交流ターミナル(ていだの郷)
⑫	産業系施設(産業施設)	宮古島市多面的交流促進施設(いなうの郷)
⑬	産業系施設(産業施設)	宮古島市民宿キャンプ場(管理棟・コテージ)
⑭	産業系施設(産業施設)	体験滞在施設(シートーヤー・果樹園管理棟・貝殻加工施設・果樹園育苗施設)
⑮	産業系施設(産業施設)	育苗センター(伊良部)事務所・倉庫
⑯	産業系施設(産業施設)	宮古広域情報センター・伊良部固定局
⑰	産業系施設(産業施設)	佐良浜漁港製氷冷蔵施設
⑱	産業系施設(観光施設)	伊良部入江観光施設
⑲	産業系施設(観光施設)	佐和田の浜観光施設
⑳	産業系施設(観光施設)	西の浜(佐良浜サバニ保管庫)
㉑	産業系施設(観光施設)	西海岸公園観光施設
㉒	産業系施設(観光施設)	通り池観光施設
㉓	産業系施設(観光施設)	渡口の浜シャワー施設
㉔	産業系施設(観光施設)	牧山観光施設
㉕	産業系施設(観光施設)	サンマリンターミナル
㉖	子育て支援施設	伊良部こども園
㉗	子育て支援施設	佐良浜保育所
㉘	子育て支援施設	伊良部幼稚園
㉙	子育て支援施設	佐良浜幼稚園
㉚	子育て支援施設	佐和田児童館
㉛	子育て支援施設	池間添児童館
㉜	保健医療福祉施設	伊良部町母子健康センター
㉝	保健医療福祉施設	佐良浜歯科診療所
㉞	保健医療福祉施設	佐良浜診療所
㉟	保健医療福祉施設	南診療所
㊱	保健医療福祉施設	デイサービスセンター

表 3-12 伊良部地区の既存公共施設一覧②

	種別	施設名
③⑦	保健医療福祉施設	伊良部地域密着介護事業所和みの里
③⑧	保健医療福祉施設	伊良部老人福祉センター
③⑨	保健医療福祉施設	佐良浜地域密着型介護事業所憩いの家いずみ
④⑩	その他・処理施設等	伊良部リサイクルセンター資源ごみストックヤード
④①	その他・処理施設等	白鳥苑火葬場
④②	公園	離島振興センター跡地
④③	小学校	伊良部小学校
④④	小学校	佐良浜小学校
④⑤	中学校	伊良部中学校
④⑥	中学校	伊良部島小中学校

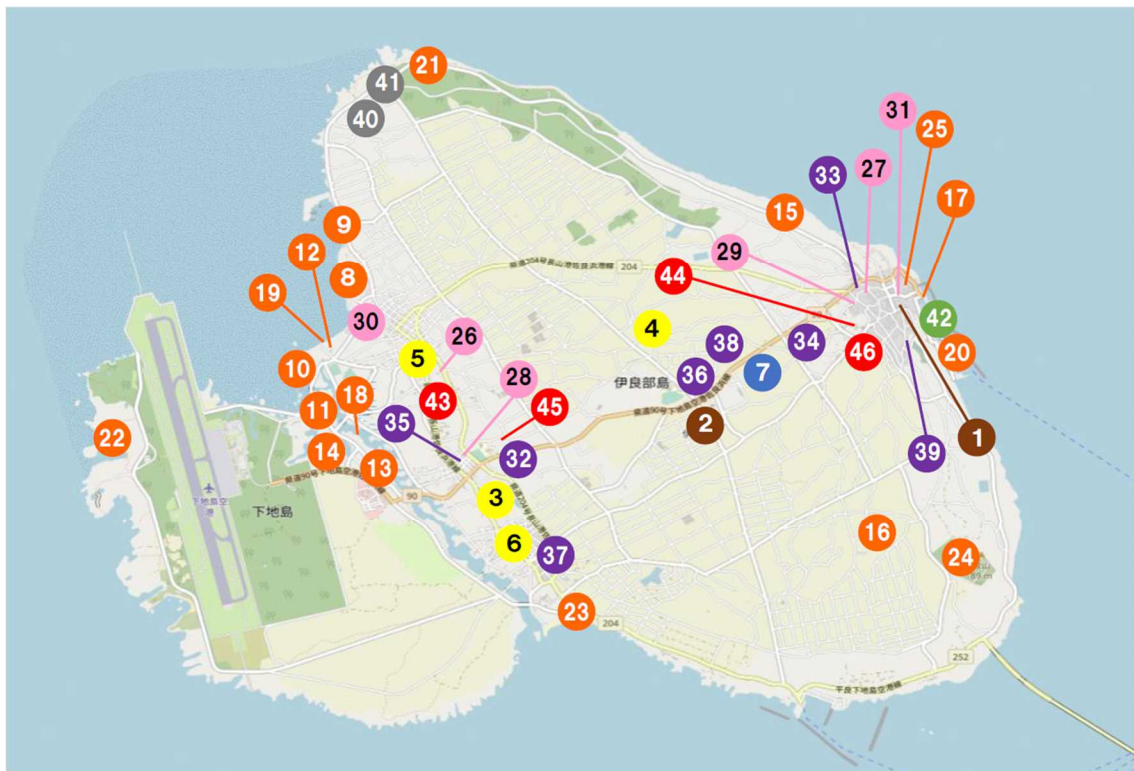


図 3-7 既存ストックとしての公共施設例(伊良部地区)

(備考) 庁舎・公民館・図書館・保健センター を茶色、スポーツ系施設を青、産業系施設をオレンジ、子育て支援施設 をピンク、保健医療福祉施設を紫、その他・処理施設等を灰色、公園を緑、学校を赤で示す。

■2－5:平良地区北部

(1) 事前ヒアリングで意見が挙がった賑わい創出への取り組み

- 自治会同士が連携して地域おこしができる仕組みづくり
 - ・平良北部の自治会での連携をとりながら進めていっても良いのではないか。
 - ・宮古島市の自治会同士の組織を結成し、各自治会との情報交換等を行いたい。

(2) 住民意見を取りまとめた拠点施設及び取り組みの方向性

ヒアリング等で頂いた意見を基に、平良地区北部における賑わい創出の取組の方向性を下記のとおりとりまとめた。

■平良地区北部地域づくり協議会創設による賑わいづくりの取り組み

- ・各自治会で行っている先進的な取組を他の自治会に横展開できるよう、自治会間の連携強化

ヒアリング(地域説明会)の様子



(3)賑わい創出拠点施設(取り組み)の決定

平良地区北部の賑わい創出については、【(仮称)平良地区北部地域づくり協議会】を設立して地域の賑わいづくりを進める。

ソフト的な取り組みとして自治会同士の組織を設置することへの強い要望があったため、賑わいの拠点ではなく、ソフト的な取り組みへの支援を実施することとする。

表 3-13 基本構想で定めた 5 つの方針との整合

	基本的な考え方	基本計画での考え方
①	交流しやすい場所であること	地域になじみのある各地区の公民館や市庁舎を利用することで、交流しやすい環境である。
②	地域の資源や既存ストックを活かしたものであること	各地区の公民館を利活用するので既存ストックを活用したものである。
③	官民が連携した取り組みであること	北部地区の各自治会を取りまとめた組織を設立することで、これまで以上に地域と行政が連携した取組が可能になる。
④	旧町村地域全体に効果が波及する取り組みであること	将来的には市内全自治会の参加を目指しており、旧町村全体に効果が波及する取組である。
⑤	定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みであること	各自治会を通じた地域振興により、地域を元気にすることが定住しやすい環境づくりに繋がる取り組みである。

(4)賑わい創出拠点における取り組みの内容

これまでの経緯を踏まえ、今後の取組を以下の通り推進していく。

【1】自治会間の連携した組織の設立

■取組の基本方針

- 平良北部地区地域づくり協議会の設置

■取組内容

- 設立に向けた自治会間での調整
- 設立後の取り組み内容の検討

■市としての支援

- 組織の立ち上げに向けて検討する場を定期的を開催し、地域と協力しながら進める。【担当:地域振興課】

【2】その他：賑わい創出のための活動の継続のための取組（各地区共通）

■取組の基本方針

- 賑わい創出の取り組みを推進するための地域おこし協力隊の活用

■取組内容

- 地域が求める人物像について、地域⇄行政の調整・意見交換等
- 赴任後の同協力隊員の住居等の支援

■市としての支援

- 地域おこし協力隊の導入による賑わいの取り組みを推進する人材の支援
【担当：企画調整課、地域振興課】

(5) 資料編

① 平良地区北部へのヒアリング等実施日と協力者等

	実施日	協力者等
ヒアリング	2024 年 5 月	西原自治会長
	2024 年 5 月	狩俣自治会長
	2024 年 5 月	大浦自治会長
	2024 年 5 月	池間自治会長
	2024 年 5 月	島尻自治会長
	2024 年 6 月 18 日	平良地区北部(5地区自治会長: 西原欠席)
地域説明会	2025 年 2 月 6 日	場所:宮古島市役所 参加人数:5 名

② 平良地区北部における既存公共施設一覧

表 3-14 平良地区北部の既存公共施設一覧①

	種別	施設名
①	社会教育系施設	池間島離島振興総合センター
②	社会教育系施設	西原地区公民館
③	産業系施設(産業施設)	海業センター
④	産業系施設(産業施設)	宮古島市海上の道・八重干瀬センター
⑤	産業系施設(産業施設)	池間漁港製氷冷蔵施設
⑥	産業系施設(観光施設)	エコトイレ
⑦	産業系施設(観光施設)	池間大橋狩俣側トイレ・水飲み場
⑧	産業系施設(観光施設)	池間大橋池間側トイレ・水飲み場
⑨	産業系施設(観光施設)	宮古島海中公園
⑩	子育て支援施設	宮島幼稚園
⑪	子育て支援施設	狩俣幼稚園
⑫	子育て支援施設	西辺幼稚園
⑬	子育て支援施設	池間幼稚園
⑭	公園	島尻マングローブ公園
⑮	公園	健康ふれあいランド公園
⑯	公園	風の公園(西平安名岬公園)
⑰	小学校	西辺小学校
⑱	小学校	宮島小学校
⑲	小学校	狩俣小学校

表 3-15 平良地区北部の既存公共施設一覧②

	種別	施設名
⑳	小学校	池間小中学校
㉑	中学校	西辺中学校
㉒	中学校	狩俣中学校

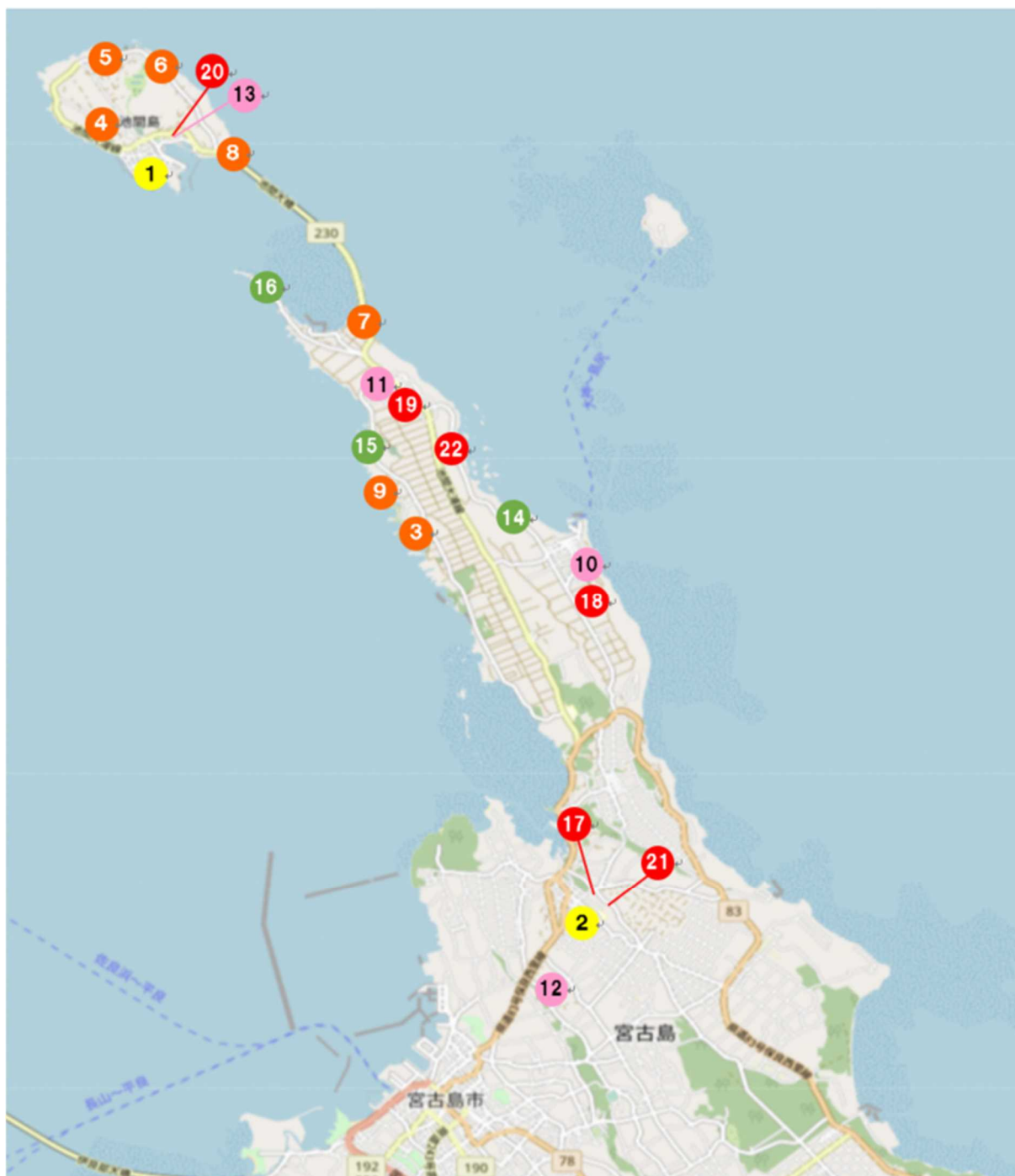


図 3-8 既存ストックとしての公共施設例(平良地区北部)

(備考)庁舎・公民館・図書館・保健センター を茶色、スポーツ系施設を青、産業系施設をオレンジ、子育て支援施設 をピンク、保健医療福祉施設を紫、その他・処理施設等を灰色、公園を緑、学校を赤で示す。

【資料編】

① 閉校学校施設利活用方針(令和3年6月 宮古島市教育委員会)

閉校学校施設利活用方針

令和3年6月
宮古島市教育委員会

はじめに

学校施設等は、学校教育施設としてだけでなく、地域の身近な(社会教育)施設として、コミュニティ活動など様々な場面で利用されてきたことから、地域の愛着も強く、跡地施設の利活用に強い関心を持っている。しかしながら、学校規模適正化による統廃合が進められてきた中で、閉校後の学校施設(以下「跡地施設等」という。)の管理運営及び利活用に関する検討が遅れていることから、跡地施設等の後利用を進めていく上での方針を定めることが求められている。また、利活用に向けたプロセスを透明化し、可能な限り地域住民の意見を反映したものとする事は、市民への説明責任といった側面から非常に重要となる。

このことから、施設の利活用に向けた基本方針及び利活用を決定するための判断基準を明らかにし、検討を含めた取り組みのプロセスにおいて、それぞれが果たすべき役割を認識し、跡地施設等の有効活用を図ることとして、利活用に向けた基本的な考え方を定める。

○利活用の基本方針

跡地施設等の利活用は、教育委員会が各部局に対して、公共施設及び公用施設としての利活用の計画や要望があるかの調査を行いつつ、地域及び地元自治会等（以下「自治会等」という。）から利活用についての要望を受け、判断基準に従い対応を検討し利活用を決定する。

（１）所管替え

公共施設及び公用施設へ転用して利活用する場合や、市が積極的に自治会等及び民間事業者と協働しての利活用、又は実施させようとする場合においては、事業所管部において、施設の所管替えを行い、跡地施設等の維持管理及び利活用に係る諸手続等について、自治会等及び民間事業者との協議を行う。

市が関与しない自治会等及び民間事業者による利活用をしようとする場合

は、跡地施設等における建物等の譲渡、土地の売却又は賃貸及び建物等の改修の協議を経て、公有財産検討委員会に諮り承認を得て、財産を処分しようとする場合において、議会議決を要するものについては、議案提案及び議会議決を経るまで教育委員会が所管する。譲渡及び貸付等の処分決定後は、利活用する事業者との契約締結後に総務部財政課へ所管替えを行う。

施設等の利活用が見込まれない場合は、教育委員会において建物を除却し、除却後の土地については、総務部財政課へ所管替えを行い普通財産として土地の利活用を推進する。

（２）費用の負担

自治会等及び民間事業者は、譲渡及び貸付等決定後に事業を実施しようとする場合には、諸手続にかかる費用及び施設の改修等にかかる費用については、原則自己負担とする。

1 利活用の判断基準

○公共施設としての利活用を決定する判断基準

(1)施設設置の必要性

- ① 教育及び文化振興に寄与する施設
 - ア)現在の利用状況、代替施設の有無及び地理的条件から、地域の社会教育の振興に不可欠と認められること。
- ② 各種計画・施設での利活用が期待される施設
 - ア)市の各種行政施策を推進する施設にあっては、他の施設での代替が敵わず、その設置が不可避であること。
 - イ)地域経済への寄与、コミュニティ活性化など、地域活力の維持、向上が目的であることが望ましい。

(2)地域の意向との適合

- ① 地域の要望に基づく場合、当該地域の意見を反映した要望書等の提出がなされているものであること。
- ② ①以外の要望・提案の場合、原則、地域の同意が得られるものであること。

(3)財源投入の妥当性

- ① 具体的利活用に向けた土地の管理、耐震補強・改修工事及び維持管理に要する経費と、活用による便益の比較により、原則として一定の効果が認められるものであること。
- ② 維持管理、運営のためのいわゆるランニングコストに関して、適正な水準の負担を負うことが可能であること。

○自治会及び民間事業者の利活用を決定する判断基準

(1)活用主体に関する基準

次の要件をいずれも満たすもの

- ① 法人、団体もしくは個人が提案した事業を自ら実施することができる者
 - ア)複数の法人・個人が共同で提案する場合は、施設の管理に責任を持つこ

とができる代表法人・代表人を定めること。

② 次の項目に該当しないもの

(法人・団体の場合は役員等がいずれにも該当しないこと。)

- ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。
- ウ) 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がある者
- エ) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ) 宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止の措置の対象となっている者

カ) 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている者

(2) 事業内容に関する基準

次の要件を満たすこと

① 次のいずれかに該当する事業であること

- ア) 雇用の創出が図られる事業であること
- イ) 産業振興が図られる事業であること
- ウ) 福祉の増進が図られる事業であること
- エ) その他、地域の振興に資する事業

② 次の活動を含まないこと

- ア) 法令等に違反する活動
- イ) 公害等の環境汚染を引き起こす活動
- ウ) 地域の調和又は公序良俗を乱す活動
- エ) 宗教活動や政治活動を主な目的とする活動
- オ) その他、本方針の趣旨や跡地施設等の活用にあふさわしくない活動

(3) 譲渡及び貸付等に関する基準

- ① 建物等は譲渡(有償・無償)、土地については、売却又は賃貸を原則とする。
- ② 建物等の譲渡、土地の売却及び賃貸にあたっては、活用主体と市との間で契約を締結するものとする。
- ③ 土地の賃貸の期間は、原則3年とする。ただし、事業内容に応じて市と協議した場合には、最長で20年までとすることができる。事業が継続し、引き続き賃貸をしようとするときは、市と協議して延長するものとする。
- ④ 建物等及び土地は現状のままで譲渡(有償・無償)、売却及び賃貸するものとする。

- ⑤ 施設の利活用に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡することはできないものとする。ただし、事前に市と協議し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- ⑥ 建物等の部分譲渡（有償・無償）、土地等の部分売却及び部分賃貸は行わないものとする。ただし、複数の団体等が共同して施設全体を利活用する事業計画により、それぞれが独立した事業を実施する場合において、施設を完全に分離し、管理できる場合は市との協議によりその利活用を判断する。
- ⑦ 次のいずれかに該当する場合、市は契約を解除することができるものとする。
 - ア)活用主体が判断基準に違反した場合
 - イ)活用主体が契約に違反した場合
 - ウ)活用主体が事業計画に基づく事業着手を行わない場合
(ただし、やむを得ない理由により事業着手が遅れる場合で、あらかじめ書面にて市の承諾を得ている場合を除く。)
 - エ)活用主体が事業計画と異なる事業を行った場合
(ただし、変更計画書を提出するなど、あらかじめ書面で市の承諾を得ている場合を除く。)
 - オ)その他、契約を解除する相当の理由があると認められる場合

(4)費用負担に関する基準

- ① 譲渡した施設における光熱水費、維持管理経費等については、活用主体が全額負担する。また、協議等により建物等を一定期間の賃貸として活用する場合においても、利活用前に要する施設の改修及び修繕等、光熱水費などの維持管理経費等は活用主体が全額負担する。
- ② 賃貸している土地の維持管理は、活用主体が行い、維持管理経費等については活用主体が全額負担する。賃貸している土地に新たに施設等を設置する場合には、事前に市と協議し、了解を得た場合に活用主体の負担により設置することができる。
- ③ 建物の譲渡を受け、土地を賃貸している活用主体が、事業を中止する場合は、活用主体の負担において原則建物を解体し、土地の賃貸契約を解除する。また、協議等により賃貸している土地に建物等を設置している場合は、建物を解体し、原状に復旧することとする。

(5)利活用計画と報告に関する基準

- ① 活用主体は、あらかじめ事業・収支計画及び事業に係る初期の資金計画を含む詳細な利活用計画を提出するものとする。
- ② 活用主体は、既に提出した事業・収支計画等及び事業に係る初期の資金計画に変更が生じる場合は、市と協議し、変更計画書を提出するものとする。
- ③ 市は必要に応じ、土地及び施設等の立入調査や事業報告を求めることができる。

(6) 地域との合意形成に関する基準

- ① 利活用にあたっては、当該地域の理解を得なければならないものとし、合意形成が図られた旨の書面を提出するものとする。
- ② 活用主体は、市が必要と判断した場合は、地域への説明会を開催しなければならない。

2 利活用の基本的な考え方

(1) 公共施設として利活用する場合

利活用の判断基準に基づき決定し、公共施設として利用をしようとする所管部局に施設の所管替えを行い、所管部局において事業計画に沿った利活用を検討する。

(2) 公共施設として利活用しない場合

自治会等及び民間事業者からの利活用の要望への考え方

ア) 要望が自治会単独での利活用

利活用計画が産業振興や地域活性化につながるかを判断基準に基づき精査し、土地建物等の譲渡及び貸付等、施設の維持管理に係る負担について協議する。

イ) 市との協議による事業として自治会等が利活用する場合

自治会等が主体となり、利活用計画が産業振興や地域活性化が図られるなどの判断基準に基づき決定し、市と自治会等において土地建物等の取り扱い、管理方法及び維持管理費用の負担等について協議する。その際、市が積極的に関与しての利活用となる場合には、施設を事業所管部局へ所管替えをし、所管部局で対応する。

ウ) 自治会等と民間事業者が協働して利活用する場合

自治会等が事業者からの提案を受け入れ、利活用計画が地域の産業振興や活性化が図られるなどの判断基準に基づき決定し、土地建物等の譲渡（有償・無償）及び貸付等、施設の管理方法並びに維持管理費用の負担等について協議する。

エ) 民間事業者が独自に利活用する場合

公共施設としての転用及び自治会等での利活用計画がない施設等において、市及び自治会等が関与しない営利を目的とした、事業計画を提案したい旨の事業者からある場合には、地域への説明を事業者に求め、地域との合意形成を示す書面を添えて事業計画書を提出し、それを受け市は判断基準に従い決定し、施設の利活用を推進する。

(3) 利活用が図られない場合

公共施設等への転用、自治会等及び民間事業者での利活用の要望が

なく、利活用が見込まれない建物等、又は施設の老朽化や耐震性がない建物等については、安全管理及び維持管理コスト等の観点から、建物等を除却し、土地の有効活用を図ることとして、総務部財政課へ所管替えを行う。

② 廃校活用事例

「廃校活用事例集 未来につなごう みんなの廃校プロジェクト」(令和5年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)より、本計画の参考になる事例を抜粋して掲載する。



社会教育施設として活用

みどり市多世代交流館

施設の基本情報

建築年度	1973（昭和48）年度
活用開始年度	2019（令和元）年度
現在の施設名	みどり市多世代交流館
活用事業者名	みどり市（転用）
改修費用	総額約1億6,700万円 （自治体負担）
活用した補助金等の名称	なし
施設の規模	2,428㎡

施設の概要

多世代交流館は、市民の生涯学習、市民や子育て親子の交流等を推進することを目的として、活動室や多目的ホール、和室、調理実習室など18部屋と体育館や多目的広場を備えた施設である。子育て支援施設（子育てを支援する様々な活動をはじめ、子育て親子の交流等を促進する拠点となる施設）としての特徴も持っている。

廃校活用までの経緯

福岡西小学校が2012（平成24）年3月をもって閉校となることを受け、2011（平成23）年11月に学校跡地活用検討プロジェクト会議が市役所内に発足し、防災拠点としての活用も視野に、跡地の活用方法について検討していくことを決定した。その後、具体的に検討や活用を推進するため、2013（平成25）年11月に同会議はアクションチームに移行し、公民館や子育て支援施設、防災拠点としての活用を決定した。利用者のニーズに合った様々な部屋を配置することで、訪れた市民が自分のコミュニティだけでなく、館内の他分野のコミュニティにも参加でき、世代を超えた交流が可能となる施設を目指した。



Before After



Before After

廃校活用のメリット・効果

廃校を活用するメリットとして、既存教室を生かした活動室や調理室、教室と教室との壁を取り払った多目的ホールなどを確保することが可能になる点が挙げられ、講座やサークル活動など多くの市民のコミュニティ拠点として利用者が増加している。また、校庭はスポーツや子供たちの遊び場など多目的に使用でき、グラウンドゴルフ大会等の大きな行事も地域主導で行われている。さらに市の指定避難場所にもなっており、地域の防災拠点として活用されるなど、世代を超えた市民の交流の場としての活用が図られていると感じている。

活用開始までの課題・苦労したこと

学校から不特定多数の利用が見込まれる公民館・集会所へと機能を変えるため、関係法令上の課題（建築基準法や消防法等）を解決することに苦労した。特に、用途変更にあたり現在の法令に合わせるため、学校建設における不適合箇所等の改修が必要になったことや、建築確認申請にあたり建設当時の検査を受けておらず建築基準法適合状況調査を行わなければならないことなど、かなりの時間を要した。

また、消防法により電気配線等は耐火耐熱保護配線であれば基準に満たないことや、自動火災報知器について体育館から校舎の受信機につながっているのは非常ベルの配線が断線していることが判明したため、配線自体をやり直す必要があり、これらは追加工事により解決した。

施設詳細URL <https://www.city.midori.gunma.jp/www/contents/1572754195055/index.html>

放課後児童クラブとして活用

放課後児童クラブ「松島っ子クラブ あこが樹」

施設の基本情報

建築年度	1995(平成7)年度
活用開始年度	2021(令和3)年度
現在の施設名	放課後児童クラブ 「松島っ子クラブ あこが樹」
活用事業者名	社会福祉法人 うずしお福祉会 (有償貸与)
改修費用	総額約814万円 (うち自治体負担額: 約814万円) (うち事業者負担額: 約1,000円)
活用した補助金 等の名称	西海市放課後児童健全育成 事業費補助金(西海市)
施設の規模	166㎡



施設の概要

放課後の時間に豊かな自然の中で異学年の児童や地域住民と交流を深めながら松島地区の児童たちの郷土愛を育むとともに、保護者が島内で安心して子供を預けられる場や子育てに関する情報交換の場を提供することを目的として、2014(平成26)年3月末に閉校となった旧西海市立松島小学校図書室を、放課後児童クラブの活動拠点の場所として活用している。

廃校活用までの経緯

西海市では、公有財産活用推進本部を設置して公共施設の有効活用の検討を行っており、その中で2014(平成26)年3月末に廃校となった旧小学校の図書室を放課後児童クラブとして活用したいとの申し入れがあった。当該図書室については耐用年数が相当程度残っていること、島内に立地するハードとしての施設機能を有効に活用できるものであったこと、また離島という環境下における公共施設配置の観点等を勘案し、申し入れの内容である放課後児童クラブとしての活用とする結論に至った。なお、地元住民からの要望等を踏まえつつ、地域児童と地域住民との交流の場としての機能なども盛り込んでいくこととした。



Before After



廃校活用のメリット・効果

学校の統廃合により多人数の環境で一日を過ごすこととなった離島の児童が放課後に少人数で過ごせる場となり、当時の当該地域が抱えていた子育て環境の課題を解決しつつ、市として公共施設の有効活用を図ることができた。それまでは、子供たちは本土の学校に通学し放課後も本土の児童クラブで過ごしていたため、急に天候が悪化した時などは船の不安があったが、島内に児童クラブが開設されたことで放課後は島に帰ってきているので安心感があるという声が保護者から聞かれる。

また、地域住民の方からは、閉校により登下校中の子供たちの姿や賑やかな子供たちの声を見聞きすることがなくなり寂しくなったとの声があったが、廃校を活用することで再び子供たちの声が旧校舎から聞こえるようになり、喜びの声もある。児童の遊び場として校庭を使用したり、雨の日の活動に体育館を使用しているため、草刈りや体育館の掃除等できる範囲で維持管理しており、廃校が荒れ放題になってしまうことを防ぐ効果もある。

活用開始までの課題・苦労したこと

当該小学校は離島に設置され、様々な地域行事に学校が中心となって出し物や準備等を行うなど地域の要であり、閉校により地域行事の開催自体が難しくなるほど地域にとっては大きな存在であった。また、本土の学校に通学する子供たちは一日の大半を本土で過ごすため、地元の松島で過ごす時間が短くなっていた。

市としても、このような地域実情や課題を把握しつつ、どのような活用を行うことが合理的かつ有効的なのか、地域住民の思いをどのように反映していくべきかということが大きな課題であった。西海市公有財産活用推進本部で検討を重ねる一方で、活用の申し入れに対してどのように対応すべきかについて、関係する各部署間で連携を図りながら市の方針決定を行った。

地域交流拠点施設として活用

浜比嘉島地域交流拠点施設

施設の基本情報

建築年度	1994(平成6)年度
活用開始年度	2022(令和4)年度
現在の施設名	浜比嘉島地域交流拠点施設
活用事業者名	うるま市(転用)
改修費用	総額約2億500万円 (うち自治体負担額: 約1,000万円) (うち補助金額: 約1億9,500万円)
活用した補助金等の名称	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 (内閣府)
施設の規模	5,681㎡



施設の概要

情報通信技術を活用した多様な働き方を推進し、関係人口の創出に寄与するとともに、地域の交流拠点として活用することを目的とした施設。施設の1階には地域住民との交流の場となる多目的ホール、コミュニティ食堂や共同売店を、2階には教室や図書館等の校舎の構造を活かしたコワーキングスペースやサテライトオフィスを、3階には宿泊施設として多様な宿泊形態に対応できるドミトリや個室を設置している。



廃校活用までの経緯

2012(平成24)年3月、「うるま市学校適正化基本計画」により、旧浜中学校ほか島しょ地域の小中学校は彩橋小中学校へ統廃合されることとなった。これを受け、2013(平成25)年1月に市において「学校跡地・跡施設利用基本方針」を策定した。その中で、様々な活用案が示されたが、市内関係部署との調整の結果、需要見通し等を踏まえ、1階部分のみを地域住民が活用できる広場として改修・活用していくことになり、2017(平成29)年10月に校舎1階部分について浜自治会による指定管理を開始した。

その後、2019(令和元)年6月に、リモートワークや地域との交流イベントを複数開催するなどコワーキングスペース等を備えた地域交流拠点施設としての活用実証イベントを約2週間開催し、参加者数の把握等から一定の効果を確認した。住民への説明会を重ね、2021(令和3)年8月、浜自治会を含む共同事業体がコンソーシアムを組織し、地域との協働を推進するコミュニティ複合施設として管理運営を行っていくこととなった。



廃校活用のメリット・効果

地域交流拠点としての廃校活用により、地域コミュニティの核となり、施設利用者が地域の行事に参加するなど地域住民との交流が生まれ、地域が少しずつ賑やかになった。また、2019(令和元)年に閉店となった地域の売店機能が施設に備わったことにより、地域の課題解決に繋がったとともに、地域内外の人々の交流の拠点としての役割を担っている。

さらに、施設の運営に当たっては、地域の方が施設の清掃や売店運営等を担う形で参画しているため、雇用創出にも繋がっている。このほか、当施設のコンセプトや地域の伝統文化に理解のある関係人口の創出にも繋がっている。

活用開始までの課題・苦労したこと

活用方法の検討に当たっては、複数の事業者から様々な提案が寄せられたが、学校に思い入れのある地域住民の理解を得られず断念したことも多かった。

財源確保については、整備に係る費用を市単独で負担することは難しく、活用可能な補助金を検討している中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、その活用により施設改修等を実施することができた。また、旅館業法上の課題については、施設改修時にも意識して実施していたが、最終検査時にいくつか課題が生じ、改めて備品設置等に対応することとなった。契約内容の調整の際には、コンソーシアム及び宿泊施設の指定管理のノウハウがうるま市において不足していたこともあり、調整に時間がかかった。

上記の課題については、庁内関係部署の連携や指定管理者との密な意見交換・調整を重ねることで解決した。

施設詳細URL <https://livinganywherecommons.com/base/uruma/>

廃校活用に関する手続について



地方公共団体における廃校の活用に当たっては、以下の点が重要です。

- 廃校することを決定する段階で、併せて廃校の活用等についても検討すること
- 自治体全体を俯瞰した観点から活用方策を検討するため、教育委員会のみならず、まちづくり、地域振興、産業振興等の多様な関係部局も含めた検討体制とすること
- 廃校は地域の“思い”が詰まった施設であるため、地域の意向を踏まえながら検討・活用を進めること

文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」ホームページの活用も含め、積極的に廃校活用を御検討ください！

●財産処分（STEP5）手続の大幅な簡素化・弾力化について

過去に国庫補助を受けて整備した公立学校施設を、処分制限期間内に学校以外に転用等する場合には、原則として、補助金相当額の国庫納付等を条件に文部科学大臣の承認を得る「財産処分手続」が必要となります。

文部科学省では、廃校活用を推進するため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要となるよう、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っています。

財産処分手続の概要

- 廃校施設等の改変を行わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合
- 過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合
- 処分制限期間を経過した場合 等

無償による財産処分の場合

- 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の転用 等
- 国庫補助による耐震補強事業完了後10年未経過の建物の転用（耐震補強事業部分） 等
- 上記以外の転用 等

有償による財産処分の場合

- 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の貸与・譲渡 等
- 国庫補助事業完了後10年未経過の建物の貸与・譲渡 等

手続 国庫納付等

不要

報告

承認
申請

無

有

基金
積立

有

※本来であれば国庫納付することとなる補助金相当額以上の額を、地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積立・運用

廃校活用に当たって利用可能な 主な国庫補助制度

令和5年4月現在

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	スポーツ庁	(独) 日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部支援第二課 地域スポーツ支援第一係 TEL: 03-6804-3120
埋蔵文化財の公開及び 整理・収蔵等を行う ための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財 活用事業 (国宝重要文化財等保存・ 活用事業費補助金)	文化庁	文化資源活用課支援係 TEL: 03-5253-4111 (内線2834)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援 対策施設整備交付金	こども家庭庁	
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	こども家庭庁	
	就学前教育・保育施設整備 交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	こども家庭庁	
	就学前教育・保育施設整備 交付金		
	保育対策総合支援事業費補助金		
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業	こども家庭庁	
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費 補助金	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 TEL: 03-5253-1111 (内線3035)
私立認定こども園	就学前教育・保育施設整備 交付金	こども家庭庁	初等中等教育局幼児教育課 TEL: 03-5253-4111 (内線2714)
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	文部科学省	
			こども家庭庁

対象となる転用施設等	事業名	所管官庁
地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸術・文化体験施設等（過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象）	過疎地域持続的発展支援交付金（過疎地域遊休施設再整備事業）	総務省 自治行政局過疎対策室 TEL：03-5253-5111 （内線5536）
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型））	①農村振興局農村政策部 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946 （内線5451）
	②農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型））	②農村振興局整備部 地域整備課 TEL：03-3501-0814 （内線3098）
交流施設等の公共施設	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策（木造公共建築物等の整備）	林野庁 林政部木材利用課 TEL：03-3502-8111 （内線6127）
立地適正化計画に位置付けられた誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）等	都市構造再編集中支援事業	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8111 （内線32763）
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省 都市局市街地整備課 TEL：03-5253-8111 （内線32763）
空家等対策計画に定められた地区において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）	国土交通省 住宅局住宅総合整備課 住環境整備室 TEL：03-5253-8111 （内線39357）
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組	デジタル田園都市国家構想交付金	内閣府 地方創生推進事務局 TEL：03-6257-1416

※ 補助要件の詳細等は、記載の所管官庁担当部署までお問い合わせください。

※ 所管官庁欄の「こども家庭庁」については、本資料作成時（令和5年2月）において詳細な連絡先が未確定のため、空欄となっております。最新の国庫補助制度一覧については、文部科学省「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」のホームページをご参照ください。



宮古島市地域賑わい創出事業
基本計画
令和 7 年3月

発行:宮古島市役所 企画政策部
企画調整課 政策推進係

電話 0980-72-4878(内線 2104)
FAX 0980-72-3795